

第2回妹背牛町議会定例会 第1号

令和元年6月18日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1) 会務報告
 - 2) 例月出納検査報告
 - 3) 有限会社 妹背牛振興公社の経営状況に関する件
 - 4) ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について
 - 5) 町長 行政報告
 - 6) 教育長 教育行政報告
- 4 委員会報告第2号 付託請願審査の結果について
- 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度妹背牛町一般会計補正予算（第8号））
- 6 一般質問
 - 1) 渡 辺 倫 代 議員
 - 2) 工 藤 正 博 議員
 - 3) 広 田 毅 議員
 - 4) 佐 田 恵 治 議員
 - 5) 石 井 喜久男 議員
- 7 議案第22号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 8 議案第23号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 9 議案第24号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 10 議案第25号 妹背牛町税条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第26号 妹背牛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第27号 妹背牛町老人保健施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第28号 妹背牛町簡易水道条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第29号 妹背牛町農業集落排水施設管理条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第30号 妹背牛町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第31号 令和元年度妹背牛町一般会計補正予算（第2号）

- 17 議案第32号 令和元年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 18 議案第33号 令和元年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
 19 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
 20 発議第3号 「給食費の無償化」を求める意見書
 21 発議第4号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書
 22 議員の派遣について
 23 閉会中の所管（所掌）事務調査の申し出について

○出席議員（10名）

1番 工藤正博君	2番 佐田恵治君
3番 渡辺倫代君	4番 石井喜久男君
5番 広田毅君	6番 鈴木正彦君
7番 渡会寿男君	8番 赤藤敏仁君
9番 向井敏則君	10番 宮崎博君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	田中一典君
副町長	廣瀬長留次君
教育長	土井康敬君
総務課長	篠原敬司君
総務課参事	菅一光君
企画振興課長	廣澤勉君
住民課長	清水野勇君
健康福祉課長	河野和浩君
建設課長	西田慎也君
教育課長	浦本雅之君
農政課長	廣田徹君
農委事務局長	山下英俊君
会計管理者	石井美雪君
代表監査委員	菅原竹雄君
農委会長	瀧本賢毅君

○出席事務局職員

事務局長 滝本昇司 君
書 記 山 下 仁 美 君

◎開会の宣告

○議長（宮崎 博君） おはようございます。ただいま議員全員の出席がありますので、これより令和元年第2回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（宮崎 博君） 町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介します。
町長。

○町長（田中一典君） おはようございます。ただいま宮崎議長さんのお許しがございましたので、本定例議会の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、何かとご多用の中議員全員のご出席をいただき、6月定例議会を開催できますことに深く感謝を申し上げます。

また、本町の基幹作物であります水稻の生育状況は平年より4日ほど進んでおると聞いてございます。最近の低温にも今のところ十分に耐えているようで、今年の出来秋を願いながら推移して行ってほしいと心より願っております。

また、商工関係におきましても、フレッシュマートしんたにさんがこの4月よりコープさっぽろさんの流通経路に乗り、商品の供給を受けられることになりました。まちづくりの根本に必須であります唯一の生鮮食料品店の存続を次の世代につなげていく望みも果たされました。

しかしながら、待ったなしの少子高齢化と人口減少に立ち向かっていく中で、まちの魅力を見出し、磨き上げる努力をとめることはできません。厳しい財政状況の中でございますが、町民の皆様、そして議員の皆様とともに切磋琢磨し、行政が知恵を出していく時代が訪れているというのが実感でございます。

さて、今回提出の議件は、承認1件、議案12件の計13件でございます。よろしくご審議、ご確定いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（宮崎 博君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮崎 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、石井喜久男君、広田毅君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（宮崎 博君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月18日と19日の2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（宮崎 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、3、有限会社妹背牛振興公社の経営状況に関する件、4、ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について、以上4件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長（宮崎 博君） 町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（田中一典君） （登壇） それでは、3月の第1回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

初めに、令和元年度の需給調整実施状況についてですが、6月6日現在の状況で、米の配分面積は2,233.10ヘクタールとなっており、この面積に対する本町の水稻作付面積は2,220.49ヘクタールと13ヘクタールほど不足しております。全体の転作率は28.6%になっておりまして、作物等の内訳ですが、例年どおり秋まき小麦が一番多く456.01ヘクタール、次に大豆124.90ヘクタールを中心に作付され、交付金対象外の面積も合わせ889.25ヘクタールとなっております。

2番目に、令和元年産計画出荷米の予定数量であります。前年度より4,600俵ほど減少いたしまして、本年度は20万9,466俵となっております。

3番目の水稻の生育状況についてであります。6月1日現在における普及センターからの情報を把握したのによりますと、草丈、葉数、茎数とも平年を上回り、遅速日数は4日早いという状況となっております。

4番目に、建設工事の発注状況についてであります。お手元に添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

5番目の主な政務につきましてご報告いたします。4月15日に札幌西区のコープさっぽろ本部を訪問してまいりました。今では多くの家庭がマイカーを所有し、大型量販店で全てがそろそろ時代となっております。しかし、日常生活でちょっと不足したものや個々の都合に合わせた買い物には地元の商店が欠かせません。本町ではコンビニエンスストアが

1軒あるものの、日常生活に不可欠な総合食料品店はフレッシュマートしんたにだけになっていたところでもあります。そこで、個人商店の弱みと言われている確固とした仕入れルートを確認するために、商工会と町が仲介した中でコープさっぽろに仕入れ機能を代替してもらうこととなりました。これはいわゆる買い物難民の解消に向けた社会貢献の一環としての取り組みでもございます。これにより豊富で安定的な供給体制が整い、身近で安心して買い物ができる環境が整ったところでもあります。その他の政務につきましては、後ほどお目通しを願います。

6番目に、今後予定されている主な行事についてであります。一番大きなものは8月3日日曜日にもせうし夏まつりが実施される予定となっております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（宮崎 博君） 次に、教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（土井康敬君） （登壇） 私から2月23日から6月7日までの教育行政についてご報告申し上げます。

一般庶務関係では、3月22日に第3回の教育委員会を開催いたしました。学校医の委嘱をはじめ、教職員を含む教育委員会関係の人事異動についての報告を行っております。

3月25日には第4回空知管内教育長会議が開催されました。平成31年度空知管内教育推進の重点等についての協議を行っております。新年度に入り、4月1日に教育委員会職員の辞令を交付しております。10日には空知管内市町教育委員会、教育長会議が行われました。前田教育長職務代理者とともに出席しております。4月26日には第4回、5月21日には第5回の教育委員会を開催し、令和元年度の奨学生の諮問と認定を行いました。5月14日には令和元年度北海道町村教育委員会連合会の総会が開催され、私が評議員として参加しております。

次に、学校教育関係であります。3月5日には学校評価委員会を開催し、学校経営全般を参観いただき、審議いただきました。3月13日には中学校卒業生20名、20日には小学校卒業生16名の卒業証書授与式が挙行されました。4月2日、転任教職員8人に辞令の交付を行っております。4月5日には小学生9名、中学生16名の入学式が挙行されております。4月18日には小学校6年生と中学校3年生を対象に全国学力・学習状況調査を実施しております。5月に入り、13日に奨学資金運営委員会を開催し、奨学生の選定を行っていただきました。25日には中学校の体育大会、6月1日には小学校の大運動会が開催され、児童生徒の元気な姿を見せていただきました。

次のページ、社会教育関係についてであります。2月28日には文化財保護委員会を開催し、文化財の保護について協議をいただいたところでもあります。3月12日からはAL

Tを講師として英語に親しんでもらう授業「英語で遊ぼう」を実施し、延べ34名の参加をいただいたところであります。4月に入り、11日には盛翔年悠遊クラブの開校を、19日には社会教育委員の会を開催し、新年度の社会教育事業について協議いただいたところであります。

その他の事項については後ほど参照くださいますようお願い申し上げ、教育行政報告といたします。

○議長（宮崎 博君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第4 委員会報告第2号

○議長（宮崎 博君） 日程第4、委員会報告第2号 付託請願審査の結果についての件を議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。

8番議員、赤藤敏仁君。

○総務厚生常任委員会委員長（赤藤敏仁君） （登壇） 平成31年第1回定例会において付託を受けました請願について、4月26日開催の総務厚生常任委員会において審査しましたので、会議規則第76条の規定によりその結果を報告いたします。

最初に、請願第1号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願についてであります。この請願は、看護師の賃金の底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化の実現のため、全国を対象地域とした看護師に係る特定最低賃金の新設を求めるものとなっております。この内容からも処遇の改善は不十分であるという認識はありますが、診療報酬等による看護師の労働に関する公正な評価を求めるということも難しく、患者負担と医療費を含む社会保障費のさらなる増加につながる可能性もあります。現在の社会情勢を鑑みると特定最低賃金の導入は考えづらく、多くの理解を得るには至らないと考えます。このようなことから、今回は不採択にすべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願についてであります。この請願につきましてもさきの請願第1号と同様に、介護従事者における特定最低賃金の導入は考えづらく、多くの理解を得るには至らないと考えられることから、今回は不採択にすべきものと決定いたしました。

以上、委員会報告とします。

○議長（宮崎 博君） 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これから請願第1号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願の件

を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮崎 博君) 起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願の件を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮崎 博君) 起立少数です。

したがって、請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

◎日程第5 承認第3号

○議長(宮崎 博君) 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○総務課参事(菅 一光君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

お諮りします。承認第3号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

◎日程第6 一般質問

○議長(宮崎 博君) 日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

初めに、3番議員、渡辺倫代君。

○3番(渡辺倫代君) (登壇) それでは、通告に従い、質問させていただきます。

今年、中学校は5月25日体育大会が終了し、全校生徒48名ではありますが、最後のリレーも大変迫力のあるものでした。また、急遽午前中のみとするという前日の通知の小学校の時間短縮運動会も予定どおり6月1日に無事終了いたしました。少子化という現実を感じながらも、100名を超える子供たちの歓声は感動を与えてくれるものでした。

そこで、質問いたします。出生数から予測される妹背牛町の児童生徒の推移見込みを見ると、昨年度にお生まれになられたお子さんたちが小学校へ入学されるときには全校生徒六十数名、また10年以内に中学校の生徒数三十数名と予測されております。学校の規模にかかわらず、また子供の将来が生まれ育った環境等によって左右されることなく健やかに成長していくことができるよう、教育環境の向上は常に考えなければならないことであります。我がまちに1校ずつの小学校、中学校がますます小規模化になるに伴い、考えられる諸問題の検討に入る時期に来ていると考えます。

今年に入りまして北海道教育委員会は、本道の教育課題は多岐にわたるが、急激な社会の変化や全国を上回る速度で進行する人口減少など喫緊に対応すべきものを施策計画の重点と位置づけております。まさに人口減少の中、ますます小規模校となる妹背牛町のこれからの教育プランという明確なビジョンを、教育行政のトップとして学校関係や教育委員会の中だけではなく、教育長よりお示しいただきたいと思っております。

次に、カーリングホール、夏の期間の開会時間についてお伺いいたします。冬期間はコートの氷の製氷や準備のため午前10時からの開館ですが、5月1日から9月中旬までの夏場利用時間も10時からの開館となっております。この件につきましては、昨年経済文教常任委員会において、秩父別のちっくるなどの施設視察のときに夏場の開館時間を9時よりの件をお尋ねいたしました。その時点では明確にできないというお返事ではなかったように記憶しております。しかし、昨年は夏休みに入ってもそのまま10時始まりということは動いておりませんでした。

次に、秋の決算委員会の際に再度質問させていただきました。このときは明確にできない答えを主幹、課長からも答えていただいております。現在職員の方1人で始業後さまざまなことを対応されていて、9時始まりは無理というお返事でした。また、1時間早くあけてもどれだけの利用があるのかという懸念もおありだとのニュアンスも伺いました。お1人の職員の方へ無理をかけてしまうのであれば応援などの対処方法をお考えいただいて、夏期間が始まる5月1日からということではなく、今年は7月、8月、せめて一番利用の多い夏休み期間だけでも試験的に9時開館を可能にする方法を前向きに考えていただきたく思います。夏休み期間は約25日ございます。1日1時間、25時間の試験的な1時間早い開館、前向きに検討していただきたい。いかがでしょうか。

再質問を留保して1回目の質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、教育長。

○教育長（土井康敬君） 私から1問目のご質問に答弁申し上げたいと思っております。

ご質問いただいた児童生徒数に令和9年までの明確なビジョンはあるかというご質問で

ございますが、特化したビジョンというのは特に持っているところではございません。現在も小規模校であるということ踏まえ、明確なビジョンといたしましては、心のふれあう豊かな地域社会の創造に貢献する人を育成していく、これは教育目標の中に入っているものでありまして、これが教育委員会としての明確なビジョンということでご理解をいただきたいかなと思います。

また、教育プランということですが、今現在作成中であります総合振興計画、この中に織り込んであるもの、まだはっきりと明確なものはできていませんけれども、その中に入れているものが明確なプランというようなことでご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから議員ご質問のカーリングホール夏期利用時間一部見直しについてご答弁申し上げます。

まず、カーリングホールが午前10時オープンとなった理由につきましては、はっきりしたところはわからなかったところなのですが、過去の担当者に聞きますと、カーリングホールは平成15年12月のオープンと同時に冬期利用が始まりまして、その流れで夏期利用につきましても冬期と同様に午前10時オープンとなっております。オープン当初は、利用者は幼児を中心とした親子連れが多いのではないかというふうに見込んでございました。また、先ほどお話にもありましたとおり、カーリングホールの管理につきましては平日は職員1名で対応しており、あわせてうらら公園の管理等の業務につきましても開館前の午前9時から1時間の間に同じ職員が外出して行っているため、開館時間を前倒しして総合体育館ですとか農業者トレーニングセンターと合わせる必要がないものと当時は判断したというふうに思われます。

また、夏期間だけは9時始まりに見直しする必要があると住民の方々から声が届いていないでしょうかというようなご質問でございますが、今ほど議員のほうからもありましたとおり、委員会等の中でも同様のご質問を伺っているところですが、担当者に確認しましたところ、利用者から直接開館を早めてほしいというご意見はほとんど伺ったことがないということ、それから町外の方が例えば午前9時に来られて、まだ開館していないので、うらら公園のほうで1時間程度遊んだ後に再び戻ってこられて、その際に開館時間について尋ねられたというようなケースは数件あったということで、直接開館時間についての苦情や要望は特になかったというふうに聞いてございます。

利用者からの要望ということでいいますと、カーリングホールにつきましては毎週月曜日を休館としてございますが、過去には平成19年、20年にお盆時期の月曜日を開館したりですとか、平成22年度からは町民まつりのときに無料開放している、さらに平成27年度からは毎年夏休み期間中の7月下旬から8月中旬までの月曜休館は行わずに夏休み特別営業を行っているところでございます。夏休み期間中につきましては、昨年度の利用状況を見ましても通常の1.6倍程度利用者がふえてございますし、その9割が町外か

らの利用者でございます。また、町内の小中学生に限定しますと1日平均約4人の利用ということでございまして、開館してすぐに来る児童生徒は実際のところ少ないということでございます。開館時間を早めることによりまして利用者がふえるというふうには余り結びつかないというふうに考えてございます。

ですが、今後夏休み期間中の開館時間を早くしてほしいというような要望が増えた場合には、委託管理、職員体制を含めた形でカーリングホール及びうらら公園の管理業務が支障なく行えるのであれば開館時間の見直しは可能となりますが、現在のところはそのような検討はしていない状況でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁終わりました。再質問ありますか。

渡辺倫代君。

○3番（渡辺倫代君） まずは教育長にお尋ねいたします。

先ほど1回目の質問をさせていただきましたが、教育長からどのようなお答えがいただけるのか、まるで予想ができませんでした。危機感をお持ちでないのかどうかは伝わってきませんが、ビジョンというものがきちっと整理されていないのかなという印象を受けました。第9次総合振興計画がビジョンになるというようなことをおっしゃいましたが、教育に関してこれが妹背牛のプランだということがなければ、ビジョンというの伝わってまいりません。しかし、先ほどの短いお答えの中では、私の力では読み取ることができませんでした。

先ほども言いましたけれども、道教委が喫緊に対応すべき重点として、申し上げます。学校、家庭、地域、行政の連携による人口減少に対応するための教育環境の形成、これが重大な2点の中の1つであると。しかしながら、空知教育局の重点を見ましても、まちの執行方針からも、この重要な2点が私の力では読み取ることができなかつた、難しかった。だからあえて少子化に対応した小規模校における妹背牛の教育プランというビジョンをお聞きしたわけであります。

企画振興課にも伺いまして、第9次の総合振興計画に教育委員会からはどのような形で出ておりますかということもお尋ねいたしました。箱物、例えば学校の統合であるとかそういうものは出てまいりましたけれども、振興計画で審議していただく中には学校に対する内容的なものは含まれておりませんでした。私が今ここでお聞きしたいのは、その中身と申しますか、内容でございます。プランがしっかりとあつてスローガンを掲げ、重点施策があつて狙いを明確に示す、それが明確なビジョンだと私は思います。

例えばですが、全国の地方議員が購読している冊子、雑誌がございます。これは毎月1冊ずつ来るのですが、去年の11月の特集は少子化時代の活力ある学校教育に向けて。一瞬どうでしょう、教育長。今までこういう問題は教育委員会の管轄であり、教育委員会では審議する内容であつたと思います。それが全国の議員さんの研修誌の中に取り上げられるということは、道が言っているように喫緊の問題だからではないでしょうか。

その中で1つ例を挙げますが、妹背牛の人口より少し多い、倍ですね。6,500人の熊本県の高森町というところの例が挙げてございました。その学校教育は高森町新教育プランに基づいて展開されていると書かれておりました。省きますが、きちっと狙いがあり、その狙いを達成するために教育委員会が行っていること、箇条書きに申しますと、まず1番目は、まちを挙げて、2番目は、風に乗る、3番目は、国や県の動向を見据えるという戦略を立てておられる。そして、町長の政策に乗り、町議会の支援を受けて取り組んでいると書かれています。

まさにまちを挙げて、これから少子化に向けて小規模校となる妹背牛は進んでいかなければなりません。第9次の総合振興計画に任せてあります、そちらで審議していただく、それも答弁としては1つあるでしょう。しかしながら、そちらに審議していただくのもあわせて、まちを挙げて妹背牛の子供たちのためにどうするかというのを教育長から、教育行政のリーダー、トップとしてまちに働きかけていただく、そのビジョンを明確に示していただく必要があるのだと私は思います。

もちろん教育委員会は合議制でありますし、かつてになります、教育長が新しい教育長におなりになったときに教育長から提案がございました。まちに向けて、町民会館の建てかえを教育委員会のほうからまちづくりのために提案してはどうかというお話がございましたが、私たち教育委員会の会議の中では、箱物の建てかえというものは、教育委員会の会議で審議しまちに提案するまちづくりになるものではないという私の意見もありましたし、委員の方の意見もありましたし、それは実現しませんでした。しかしながら、教育長の教育委員会としての提案というか、その姿勢は、何かアクションを起こそうとされているのだなということは私も明確に覚えております。だから、教育委員会からまちに向けてという姿勢というものはおありになると思っております。

加えて、教育委員会制度そのものが法律の改正により変わりました。全ての地方公共団体に総合教育会議を設置すること、教育に関する大綱を首長が策定すること、首長と教育委員会が協議、調整することによって両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になりました。要するに地方公共団体としての妹背牛町の教育政策に関する方向性が明確になるわけです。今までは、町長は教育の件に関して口を出してはいけないのではないかな、教育委員会にお任せしたほうがいいのではないかなという、そういう法律の中にありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律によって、まちを挙げて教育を考えましょうということになっております。

ですから、町長に対して教育長は、例えば教育総合会議を設置いたしましようという提案も教育委員会のほうからなされなければならない。そうでなければ同じ方向を向けないと思うのです。いまだ田中町長になられてから、この2つは設置されておりませんし、教育に関する大綱も町長は策定されておられません。それはある意味、教育の独立性が守られていて、教育のことは教育委員会に任せているよという町長のお考えかもしれませんが、教育長の先ほどのお答えでは方向性が見えてまいりません。具体的なことを挙

げれば、ICT教育を推進するための具体策はどのようにするだとか、小規模校だから行えるプログラミング教育の環境を整えるだとか、具体策はたくさんあると思います。

いま一度お伺いしたいと思います。教育長の答弁は、お約束できないとか、そういうお返事が今までもありまして、これから何年かすると全く景色の違うものが突然出てくる。今後教育経営自体もどういうふうに展開するかという構想が出てくるのではないかと、そういうことを踏まえると、今ここで約束ということは全くできないというようなお答えも前回のときにいただいております。約束してほしいとは今回の一般質問でも要求しておりませんし、質問はしておりません。お考えを伺っているのでありますので、いかがでしょうかということをお伺いしたいと思います。

次に、カーリングホールの夏期の一部見直しについてなのですが、町長は平成25年9月議会の一般質問において総合体育館の年末年始の長い休館期間について質問されておられます。妹背牛に帰省される方が妹背牛の総合体育館を使いたい、それから雪の中を歩かれる、運動不足になってはいけないのであけてほしいというような要望でございました。教育委員会としては前向きに検討しますというお答えでしたが、そのときに町長はこのように答えておられます。

町長の答えなのですが、私は単純に、東洋実業さんというところに発注していて、そこのおじさんたちのバイト代を払えば済むのかと思って聞いていましたが、条例がきちっと入って入って、恐らく契約ということもあるので簡単にそこのやりとりはできないかもしれないけれども、帰省中の学生さん、それからお孫さんたちが、妹背牛にはこんな立派な体育館があって、冬は君たちが帰ってきたときにこうやってあける努力もしているのだよと。こんなまちなのだ、こんなまちで育ったのだということも含めて、老人も元気に歩ける、そういう冬も安全で健康なまちに向かって努力していただきたいと思いますと質問されております。

町長はそのように住民サービスの一環として総合体育館をあけたらどうかという提案をなされておりますので、カーリングホールも夏の期間、5月1日とは申し上げておりません。試験的にこの夏、7月に入りまして夏休み期間だけでも試験的にあけてみようという前向きな検討をしていただけないでしょうか。今まで私に寄せられている意見なのですが、先ほど利用者からはこういう要望はないとおっしゃっておられましたけれども、小学校の高学年なのですが、子供だけで歩いて行かせたら9時からあいていなくて10時からだった、幼い子は昼近くになると眠くなるので10時前に開いていけばありがたい、幼い子はちっくより遊びやすい、孫にせがまれて行ったが10時からだった、待てないので秩父別へそのまま車でいったなどがございます。町長判断で試験的に、せめて夏休み、9時始まり、前向きな検討をご判断いただきたいと思います。

再々質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、教育長。

○教育長（土井康敬君） 渡辺議員の2回目のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

質問の内容が多岐にわたり、中心的な質問がよく見えなかった部分もありますけれども、教育長としての立場の中でどういった考えを持っているかというご質問と受けとめまして答弁をさせていただきますけれども、現実にはさまざまな道の問題点の指摘もありました。国は平成30年9月12日に初等中等教育における人口減少の対応についてという報告をしております。今後児童生徒が少なくなった段階でどうするかという複式学級になっていきますし、もっと下がれば学校の統合という問題が出てくるというふうに考えます。そこまでいきますと、私の考えのビジョンというか、そういう形で組み立てるのはなかなか難しい。時のまちの考え、それから教育長の考えもあろうかと思っておりますけれども、その判断になっていくということだと思います。

その前提は置いておきまして、では教育長、私はどう考えるかということを考えると、教育委員会はさっきご質問いただいたとおり合議体なので、教育委員会がどうのこうの言うことではないということだと思います。私が思うには、学校というのはそのまちの矜持であり、誇りだというふうに考えますので、危機感を感じていないかということ、まさに現場なので、そんなことを質問されることのほうが憤慨を感じているところでもありますけれども、まさに喫緊の課題としては押さえておりますが、それをビジョンにすることがいいのかどうかというのは、少子化対策だとか人口減少対策をまちづくりでやろうとしている中で、学校は統合しますよというのをビジョンに持ってくるのは、とてもではないけれども、私はできません。

それに対してICT教育だとかさまざまな教育課題を学校経営の中に入れていく、これは織り込み済みのものでありますので、具体的なものはこの場では見えない部分があるのかもしれませんが、取り組んでいっているところではご理解はいただきたいと思っております。そういった面で教育委員会として貴重なご意見をいただきましたので、委員会の中でも協議を進めていきたい、そんなような思いを申し述べて、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

カーリングホールの夏休み期間中の開館時間を早めることに関しましては、説明が少し言葉足らずだったかもしれませんが、単純に見直しが必要ではないというふうには考えてございません。利用者からの要望や昨年実施しましたまちづくりアンケート、中学生へのアンケートの中でも要望が届いていないことから、開館時間を見直すには、例えば条例施行規則にあります開館時間を変更する事務作業ですとか、さらには管理委託料の予算を増額するような、そのような根拠が今のところ見つからないというようなことで、決して必要がないという意味ではございません。

町民の方々に対して施設の利用を推し進めるのは当然だと考えますが、町外の利用者の話を聞きますと、一定の流れがあることも知りました。例えば秩父別の屋外遊戯場ちっくる、そちらのほうが無料ですので、まず秩父別のほうに、ちっくるが午前8時オープンということで、それに合わせて行き、そこで2時程度遊んでから、次に妹背牛町のカーリ

ングホールですとかうらら公園に遊びに来る、そしてその帰りに町内で例えばレストランの米里ですとかそこら辺で昼食をご利用いただいているという、そういう方が結構いるというふうにも伺いました。秩父別の施設は大変混んでおりますので、先に秩父別に行ってから妹背牛へ移動するという方が相当数いるということで、逆のパターンは余りないというふうにも一部の方からは伺ってございます。開館時間に差があることによって、かえって本町にとって多少の経済効果があるというふうには考えられるのではないかとこのようにも思っております。また、秩父別町のみならず北空知1市4町、それから南留萌の1市2町、こちらと連携しまして、交流人口の取り合いをするのではなくて、遊戯施設の広域利用を通じて親子連れに各市町を訪問してもらうような形で、子供パスポートというスタンプラリー形式のものなのですが、そのような事業も今夏、今年の夏から開始する予定でもございます。

いろいろな側面はあろうかと思いますが、今後は、先ほど議員がおっしゃられたような意見が私のほうの耳に届いていないというところもある程度反省しなければならないというふうにも考えてございますので、積極的に利用者等からのそのような声に耳を傾けまして、夏休み中の開館時間を早くしてほしいという要望がその後ふえた場合には、土日祝日の管理委託の内容の変更ですとか平日の職員体制の管理業務への対応が可能であるかどうかを判断した上で、当然予算や管理業務を追加しなくてはならないわけですが、そのあたりがクリアされるようなことになれば、時期は明言できませんが、先ほどおっしゃられたように、試験的に土日だけですかお盆等入場者がふえるような時期、1週間程度ですとか、そういう短い期間だけでの試験的な運用というのは可能であれば実現できるというふうには考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

渡辺倫代君。

○3番（渡辺倫代君） 先ほど教育長から将来的に統合であるとか複式であるとかという言葉が出てまいりましたが、妹背牛の児童生徒数はそこにいくまでの減少ではございません。ですから、今の小規模化というのをどのように充実させた教育を行うか、それは具体的に挙げられるのではないのでしょうか。さまざまな施策をやっているのに具体的には挙げられないというのではなくて、今の規模の妹背牛の学校に対してどのような教育プランを持ってなさっているのか、するのかということは具体的なものも挙げられるのではないのでしょうか。将来的には小学校と中学校を一緒にして、一貫とは言いませんが、連携した教育を行うとか、複式ということも人数が減ってくれば出てくるかもしれませんが、そこに到着してしまうまでのこととお伺いしているのであります。

それから、カーリングホールの件でございますが、妹背牛町公園設置及び管理運営に関する条例施行規則というのがございます。パークゴルフ場なら8時から、バッテリーカーは8時半から使えますよと書いてございます。ウォータースライダーは7月1日から8月

31日まで午前9時から使えます。この施行規則の中に開設期間及び利用時間は次のとおりとするという表がありまして、ただし町長が特に必要と認めたときはこれを変更することができるとうたっております。ですから、試験的にやってみましょうとかやってみようとかということは町長判断でできるので、話し合いの中ででございますが、試験的にやってみようということで、町長が特に必要と認めたときはこれを変更することができるとうたっておりますので、この点もお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、教育長。

○教育長（土井康敬君） 最後の質問はちょっと細かくなっていったものですから、通告ではビジョンということで大きな質問だったというふうに思うのですけれども、どういった具体的なものがあるかということで、プランということの質問でよろしいですか。

（何事か言う者あり）

○教育長（土井康敬君） どういう考えを持つのかということでご質問いただいたということでもありますから、先ほど紹介した人口減少の対応についてというところでは小規模校のメリットとデメリットという言い方をしています。何ができるかという、小規模校ですと児童生徒に対して細かな授業を見ることができ、人数が少なくなっていくわけですからそういった学習能力の教育活動ができてくる。そして、外国語の指導や実技指導なども充実していく。これも1つのメリットというふうに考えて……

（何事か言う者あり）

○教育長（土井康敬君） 何となく違うのですかね。やりとりはできないのでしょうか。

それから、デメリットというのがあって、その部分については競争力がなくなっていくとかというようなことがいっぱい出てくるということでありまして、デメリットを潰していくような教育、これが一番大事な。先ほど質問にありましたけれども、ICT教育で有名な学習塾の先生の授業を受けたりとかということもありますでしょうし、さまざまなことが展開できるかなというふうに思いますので、ご意見いただいた中でどういったことができるのか、改めて教育委員会の中でもんでいきたいなというふうに思いますし、どういった成果が出るのかということで教育執行方針などにも織り込んでいくということになろうかと思えます。また、コミュニティスクールということで教育の大綱もできておりますので、その部分の中で子供たちを見守っていく、そんな体制をつくっていききたいということを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 1番目の質問は教育長ということなので私は答弁できない立場なのですけれども、1つだけ気になったことがありましたので。教育総合会議、教育委員会にそのままげたを預けているというつもりは全くございません。水を向けられたらいつでも対応したいと思っております。

2番目のカーリングホールについてでございますが、先ほどおっしゃいました平成25

年、私が議員のときに一般質問したのは、帰省した若い人、それからウォーキングするお年寄りの健康のために立派な体育館をちょっとあけてもらえないかなということで、それはいい質問だったと思いますし、あけてくれたのです。ただ、その後大した利用がなくてもしかしたらやっていないかもしれませんので、それは調べ損なったのですけれども、申しわけございません。現実にはどれぐらい稼働率があるかというところで進めていくべきだったと思っておりますし、今回の質問も同じように、課長がご答弁申しあげましたように、ちっくるが8時から、あそこは無料なのです。やっているのですけれども、低年齢の子供、幼児を含めたものが対象で、また非常に大人数が今押し寄せていますので混み合っていて、走るな、遊ぶなと言ったらおかしいのですけれども、そこに来てくれてうれしいのですけれども、子供たちが騒いで許される空間が非常に苦しくなっているといううれしいような悲しいような現実がありまして、そこでたまったフラストレーションを持って私たちのまちのほうに来て優雅に遊んでいるという光景を私もよく見ております。

先ほど議員がおっしゃった、9時開館であると誤解をして来て、残念がって帰るといふ人たちの9割は、時間に対する感覚がほかと一緒にだろーと思っ来て、お間違いになっているのかなという印象を受けたのですけれども、1つだけ私がああ、なるほどなどと思わされたのは、小さなお子さんを育てていらっしゃるお母さんが、午前中一回眠くなるのです。私も手伝いをさせられているので、11時ごろ眠くなるよなど。10時から行ってそこで寝られたら、全体の家事のバランスか何かで、もしかすると9時からあけたほうが子育てをメインにやっていらっしゃる主婦の方には有利なのかなと、いただいたご質問の中から刺激をいただきましたので、担当課を中心に、小さいお子さんを連れた方たちは何時スタートがここを使いやすくなるのか、それとどんな時期が混むのか。お盆、それから夏休みでも土日のほうが混むのかなとかそういうことを検討させていただきまして、町長の専権事項で動かせるというお話はわかりましたけれども、現実的にどのところが有効なのかということを検討させていただきまして、それこそ試験的にやってみる可能性があれば動きたいと思っております。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で3番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

次に、1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） （登壇） それでは、通告に従い、質問します。

第1に、聴覚障がい者のための補装具に関し質問いたします。加齢性難聴は、日常生活を不安にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では認知症などの最大の危険因子になることも指摘されております。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることは、脳の機能低下につながるばかりか、認知症などにつながっているのではないかと考えられております。こうした音を感じる細胞が少なくなっている状態のもとでも、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器です。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差ないというふうに言われておりますが、補聴器使用率は欧米諸国に比べて極めて低く、日本での補聴器の普及は諸外国と比べて進んでいるとは言えません。難聴の人の補聴器の所有率は、日本ではわずかに14.4%です。イギリス47.6%、フランス41%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%など、比較して極端に低い数値に日本はなっています。この背景については、日本において補聴器の価格が片耳当たりおおむね3万円から20万円で、平均15万円と高額であり、保険適用ではないため全額自費、身体障がい者である高度の、また重度の場合は補装具費支給制度によって1割負担、中程度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、該当しない約9割は自費で購入している実態があると言われております。

欧米では既に確立している補聴器購入に対する公的補助制度、これは日本ではどれだけ整備されているのでしょうか。政府の方針で高齢者の社会参加、定年延長や再雇用を求めています。耳が聞こえにくい、聞こえないというのは、そうした社会参加ができない、そういう状況になるという大きな障害になっています。補聴器を高齢者の社会参加の必需品として、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかにすべきすることであると考えます。認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるようにしていくのが政治です。そこで、幾つか質問いたします。

第1に、聴覚障がい者に認定されないと補聴器購入の制度は利用できないのでしょうか。また、障がい認定の程度は何級以上という指定はあるのでしょうか。

第2に、申請に必要な手続はどうなっているのでしょうか。

第3に、町の補装具費給付制度は何年から始まって、利用者は累計で何人になっているのでしょうか。

第4に、現在聴覚障がい者は推計で何人ぐらいいると考えられているのでしょうか。

次に、国民健康保険問題について質問いたします。今や全国で3,182万人が加入する国民健康保険は、かつてない危機を迎えています。年収の1割から2割の高い国保料、国保税に悲鳴を上げる世帯が多くなってきている中で、国保の都道府県化で4月からさらに値上げする自治体が続出しています。国保料が家計を圧迫し、受診を我慢するという本末転倒の事態も出ているではありませんか。国保は国民皆保険の根幹をなす制度ですが、構造的な問題を抱えています。かつては農林水産業や自営業が加入者の7割でしたけれども、現在では無職、非正規労働者が8割を占めるようになってきました。国が制度の安定運営のために投入してきた国庫支出金の割合は、ご承知のとおり、年々下がっています。収入が低いのに保険料が高いという極めて矛盾した制度になっているではありませんか。

国保料の滞納から短期保険証や資格証明書になったり、そもそも国保に加入できず無保険になって、受診を諦めるケースが全国的に続出しております。保険料は何とか払っても、医療費を工面できずに受診を我慢する患者も多いと言われております。国保の矛盾をさらに深めるのが国保の都道府県化です。昨年4月から国保財政の運営主体が市町村から都道府県に変更されました。都道府県の示す標準保険料率に市町村も合わせるように圧力が

かかり、市町村が独自に行ってきた一般会計からの国保特別会計への繰り入れができなくなる可能性も生まれてきています。

そこで、今後国保の構造的な問題を解決するには、国庫支出金の割合を高めるなど国に公費投入を要求することが必要であり、かつ急がれていると思います。その行動を行政として推し進めていく気持ちはあるでしょうか、伺います。

また、保険料を払うために患者が治療を我慢し病状が悪化すれば、結局は手術や抗がん剤、透析など多額な医療費を患者と自治体が負担することになります。これが続くようでは、まさに悪循環になっていきます。そうならないような対策が急がれていると私は考えますが、行政としての考えを率直にお伺いし、再質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから聴覚障がい者のための補装具費支給についてご答弁申し上げます。

1点目の聴覚障がい認定されないと補聴器購入の制度は利用できないのか、また認定の等級は何級以上かということにつきましては、聴覚障がいと認定され、議員の質問にありましたように、身体障害者手帳が交付されなければ、補聴器購入に係る補装具費等支給制度は利用できないものとなっております。その際、聴覚障がいにおきましては6級以上と判定された場合に手帳が交付されますが、補装具費支給におかれましては等級は問われておりません。

2点目の申請手続におきましては、まず聴覚障がいを有する障害者手帳の所持が条件となっておりますので、手帳を所持されていない方は、まず町に対し手帳の交付申請を行っていただき、その申請者が何級に相当するかという医師の意見書を添付していただく必要がございます。町は受けた申請を道に進達し、道が手帳の交付決定を行います。申請から手帳の交付まではおおむね1カ月ほど期間を要します。

次に、補聴器の補装具費支給につきましては、同じように町に対し申請をしていただき、補装具費支給に係る医師の意見書と補聴器を扱う業者の見積もりが必要となります。その申請の際には、本人やご家族から聞こえにくいことによる日常生活において困っていることや、今までに補聴器を試しに使用したことがあるか、またその効果等を町のほうで聞き取りをさせていただき、補装具費支給の要否について道へ判定依頼を進達いたします。その判定結果の受領まではおおむね二、三週間を要します。判定結果受領後、申請者へ支給決定通知書や支給券の発行を行い、申請者は補聴器を扱う業者にその支給券を提出し購入となりますが、その際には町民税非課税の方は全額補助となり、先ほど議員の質問にありましたように、課税の方は原則1割自己負担となっております。

以上は新規交付申請の場合の手続となりますが、修理におきましても補装具費として支給可能となっております。その際も町に対し申請が必要となり、補装具を取り扱う業者の見積もりが必要となりますが、修理の際は医師の意見書は不要となっております。

次に、3つ目の町の補装具費給付制度は何年から始まって、どれぐらいの人数になって

いるかというご質問ですが、町というよりも、この制度は昭和44年に補装具並びに日常生活給付等事業として制度化され、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことを受け、その年の10月に補装具費支給制度が施行されております。これに基づき支給決定を行っておりますが、それ以降の累計の実績となりますが、交付が56件、修理が10件となっております。昨年度を見れば交付が6件、修理が1件となり、本年度は今のところ1件の交付となっております。

最後に、聴覚障がい推計で何人と思われるかというご質問ですが、申請等を行って行えば手帳が交付されるのではないかという、そういう潜在者は把握しておりませんが、現在の妹背牛町の聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方は29名となっております。

以上、私からの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） 国民健康保険問題について私のほうからご答弁申し上げます。

国に公費投入の引き上げを求める考えを問うとのご質問でございますけれども、国保の安定的な運営を目指すべく平成30年度からスタートいたしました都道府県単位化による国保の運営でございますが、国は改革による制度安定化に向けて平成27年度から低所得者対策の強化のため、保険料軽減対象者となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充するために毎年約1,700億円の公費を投入しており、平成30年度からは財政調整機能の強化として財政調整交付金の実質的な増額、自治体の責めによらない要因による医療費増負担への対応、保険者努力支援制度として医療費の適正化に向けた取り組みに対する支援など、さらに毎年1,700億円の拡充を行っているところであり、3,400億円の公費を投入してございます。

昨年12月での議員のご質問、国民健康保険料についてでもご答弁させていただきましたが、本町は当面都道府県単位化によるメリットを受けることとなりますが、激変緩和措置がなくなると負担が増加することから、今後も医療費適正化への事業を推進し、加入者の健康を守り、限りある医療保険財源を有効に活用することに取り組んでまいりたいと考えております。また、国保料を払うために患者が治療を我慢して病気が悪化すればとのお話ございましたけれども、そのような事例が本町にあることは把握しておりませんが、もしありましたら納税相談や福祉サイドと連携する中で個別に対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

工藤正博君。

○1番（工藤正博君） まず、補聴器に関することですが、片耳数万円から数十万円と非常に幅広くあるわけですが、この価格というのは高いのでしょうか。私は絶対高い

というふうに思っているのですけれども、どういうふうにとめておられるのか。そして、今の制度は18年の10月にスタートしているわけですが、この間でも何人来られているのか、さっきメモをし損なっておりますので、申しわけないけれども、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

もう一つは、この制度は、申請があって自己負担1割というふうになっていくわけですが、9割は国が出しますよという制度は非常にいいのです。いいのだけれども、どれだけ妹背牛の障がい者の方が利用できているのかという点でいきますと、まさに申請主義だと思うのです。なかなかできないのが障がい者なのです。土足で足を踏み入れることはいけませんけれども、お知らせをするということがますます必要になってくるでしょうし、聴覚障がい者は減ることはないと思うのです。そういう点での努力の行政としての構えはどの程度になっているのかお伺いしたいと思います。

障がい者認定がされて医師のご意見もつけば該当するけれども、何級以上というのはないのですよね。判断ができれば。これを1つ確認しておきたいと思います。

最後に、推計から見ても利用者はこんなものだというふうに理解されているのかお伺いしておきたいと思います。

次に、国保問題です。他人ごとではないのです。町民みずから大変な思いをしているわけです。患者さんの多くは、周囲に迷惑をかけたくない、そう言いながら我慢する傾向が非常に強くなってきているのです。なかなかお願いしても救ってもらえない社会。日本というのは、こういう状況を目の当たりにすると貧しい社会だなというのを私痛感するわけです。年金問題を見てもそうでしょう。100年大丈夫だと言って今大騒ぎになっている。2,000万必要だとかとんでもない金額を言い出している。これは受け取らないとごまかしてやろうとしていますけれども、国保も近い将来そうなると思うのです、私。国庫負担率を上げない限りだんだん悪くなっていく。これは担当としても行政としても肝に銘じていかないと、大変になってから何とかしてくれでは遅いというふうに思うのです。

それだけに、今の国保の矛盾に気づいてはいるけれども、なかなか国、道に向かって物を言えないというのが現状ではないでしょうか。ここを乗り越えていかないと、妹背牛だけ頑張れというふうに言っているわけではないのです。力を合わせて自治体も頑張っていってほしいというふうに思っているのです。そういう点では、患者さん、受診する権利を守るということ、国保の改善に執念を燃やすということを私はぜひ期待したいと思います。

再々質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 再質問に対しご答弁申し上げます。

まず、1点目の価格につきましては、高いものは高いと聞いております。ただ、支給の該当になる補聴器の基準が何種類かありまして、下は3万4,000円程度から上限は13万程度までが支給制度の補聴器の価格になっておりますので、再質問の3点目にありま

す申請主義で、その辺のところを知っていない方が多いと思いますので、今後町民の方に周知していきたいと思っておりますし、実際にケースの支援にかかわる中で、介護保険の認定の聴覚の調査の中には、その辺のところはかなり聞こえが悪いという方、本当に耳元で言わないと聞こえないという方が多いのが実感です。でも、実際に補聴器は使用していないという、そういう方もいらっしゃいますので、再質問の3点目に対しては、町のほうから周知をさせていただきたく思っております。

2点目の18年の10月以降の交付ですが、交付は56件となっております。修理が10件という形になっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

等級は、さっき言いましたように、6級と判定されれば支給の対象になるということでご理解していただきたいと思っております。

あと、推計でどれぐらいの方がいるかということですがけれども、先ほどもお話しさせていただいたように、介護保険の調査に必ず項目がありますけれども、離れていると聞き取れないという方が多いと思っております。ですから、最初の質問にありました認知症の予防も含めて難聴というのは、議員ご指摘のように、これから課題となっていくのかなと思っておりますので、そのところもあわせて支援していきたいと思っておりますので、理解していただきますよう、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） 国民健康保険問題の再質問につきまして私のほうからご答弁申し上げます。

国に対する要望についてということでございますけれども、平成30年度は国保連合会が中心となりまして各保険者からの意見を集約いたしまして、北海道、市長会、町村会、国保連合会で組織いたします国保制度改善強化対策推進委員会幹事会というところで取りまとめをいたしまして、昨年は11月の16日に開催されました全国大会がございました。それ終了後、道の委員さんそれぞれが衆参両議員会館におきまして北海道選出の国会議員に対して陳情等を行ってございます。

内容につきましては、国保財政基盤強化に係る公費3,400億円の財政支援の拡充を図るとともに、保険料が上昇する保険者へ激変緩和措置に必要な財源を十分に確保すること、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能につきましては新制度においても引き続き堅持すること、地方単独事業実施に伴う国保負担減額調整措置を廃止するとともに、子供の医療費については国の制度として無料化にするなど適切な措置を講じることなど、国保財政の安定のための国庫負担を拡充強化することなどを陳情してございます。本町といたしましては国の動向を充分注視しながら健全運営を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願い申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

工藤正博君。

○1番（工藤正博君） 再々質問、1つだけ質問いたします。

補装具、補聴器の関係なのですが、この制度をもっともっと広く知らしめるということをごどの程度考えておられるのか、何をやろうとしているのか、それはこれから考えるのか、その辺を明確にお答えいただきたいと思います。ただ、私も会長を仰せつかっていますけれども、社会福祉協議会も当然のことながらやる必要があるというふうに思っていますけれども、ぜひ先頭を切っていただきたいというふうに思うのですが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

啓蒙活動にはそうそう財政的なことは、心配するなど言ったら生意気かもしれませんがけれども、充分対策はとれるのでないかなというふうに思いますし、多くの町民は期待していると思うのです。本当にわからないのだという人が多いのです。そこは行政のほうからも手を出してあげていただきたい。その考えをぜひお伺いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 再々質問に対してご答弁申し上げます。

耳が聞こえないことによる理解力の低下というのは、生活していく上で高齢者にとって課題だと常日ごろ考えておりますので、議員ご指摘のこういった制度を周知していく、そして介護認定を受ける方については必ず調査項目に入っておりますので、その際にきちんとその方の状況を把握して、こういった周知をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で1番議員、工藤正博君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時50分

○議長（宮崎 博君） 一般質問を再開いたします。

次に、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） まず冒頭に、皆さんのお手元に一般質問の通告書が渡っているかと思えます。ここで私の要旨の明細ということで②に「課題については第9次総合振興計画の中で」と記載されておりますけれども、大変申しわけないのですが、私の打ち間違いでございまして、「中で」ではございませんで、「下」という漢字ですけれども、「下で」というような要旨になります。ご理解をいただきたいと思えます。

そこで、質問に入らせていただきたいと思えます。通告に従いまして質問をいたします。

まず、田中町政についてお伺いをいたします。次の10年は妹背牛町の命運を決すると言っても過言ではないと思っております。第9次妹背牛町総合振興計画がただいま審議会にて策定中であります。私たちは、ここに住む人が本当に望むまちづくりを町民と行政が協

働で実現することを目指し、ここに住む私たちが輝き、ここに住むことで笑顔があふれるまち妹背牛をつくり、こんなことを掲げ、平成22年からスタートした第8次総合振興計画を指針としてまちづくりを進め、本年が最終年となります。この間表面化した諸課題を次の10年でどのように対処していくのか、また第9次総合振興計画のもとで町長としてのカラーをどのような形で発揮されるのかお尋ねしたいと思います。この「振興計画の下で」とは、策定された振興計画の支配力がある中でという意味でございますので、誤解がないようお願いいたします。

まず第1点、第8次総合振興計画終了に際し、いまして時間はございますけれども、現時点での町長としての評価、課題についてどのようにお考えになっておられるのかお尋ねを申し上げます。

2点目、課題について第9次総合振興計画のもとでどのように対処されていくのかをお伺いいたします。なお、この質問の趣旨は、冒頭申し上げましたとおり、現在審議されている振興計画の進捗状況、またその中身について伺うものではありませんので、所管である振興課長の答弁を求めるものではありません。したがって、町長からの答弁を求めたいと思います。

再質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 私からは、議員ご質問の第1番目、第8次総合振興計画の終了に当たり、現時点での評価と課題についてからまずご答弁を申し上げたいと思います。

まず、第8次総合振興計画の終了年度、あと1年ございますけれども、現時点での評価と課題についての質問でございますが、第8次で掲げております町民と行政の協働のまちづくり、この協働のまちづくりとは、日常生活あるいは身の回りで発生する問題は、まず自分やご家庭で解決を図り、それができない場合は地域、コミュニティと広げ、それでもできない場合は行政が介入するというところでございました。

この10年間を振り返りますと、私は町長になってまだ1年6カ月ですけれども、その前は議員を8年間やらせていただきました。この8次のもとに私も活動してきた記憶がございます。町民が主体となった活動が生まれたものの1つとしては、NPO法人わかち愛・もせうしの活動がございます。これは社会福祉協議会の地域福祉実践計画からスタートし、その後わかち愛食堂、介護劇、夕暮れサロン、オレンジカフェ縁をはじめさまざまな事業を展開されており、今では本町にとってなくてはならない団体の活動でございます。また、冬のイベント、スノフェス、これは来られた方もいるかわかりませんが、妹背牛町では初めて冬を盛り上げようと、1つの目標に向け農協青年部と、そして商工青年部がそれぞれの垣根を越えまして団結をし、冬の祭りを盛り上げようと。妹背牛の冬は寒いだけで終わることではなく、自分たちでこのまちを元気にしようという活動をされて3年目となっております。

また、昨年秋には、数名の有志の方々が呼びかけられまして、現在会員が150名以

上となっております日ハムファイターズの妹背牛後援会につきましても、札幌で催されましたよさこいソーランも含め、これはもせうしRIMUSEでございます。20周年という活動の歴史を持っております。私も20周年を記念して、本当は私、勘違いをしていたというか、思い込んでいたのが、ファッションが暴走族というか、ヤンキーの踊りなのかなと思って昔は関心がなかったのですが、妹背牛で見せていただくにつれて、これはかなり芸術性が高いし、おもしろい動きだなと思って、20周年を境に初めて行ってみました。12時間、後をつけて活動を見せていただきましたけれども、北海道の中では激減してチームが消えていっている中で妹背牛は20年というすばらしい歴史を持って、私、なぜか涙してしまいました。この小さいチームが本当に楽しそうに大通をめぐって、4回、5回と連続で踊って、そして表彰も受けました。皆さんの前で。こういう活動も含めて、妹背牛はこの10年間、そして彼らにとっては20年間、大いなる歴史を形づくってこられたなと思いながら、8次の総合振興計画とも大きくつながりを持てたなと感じるわけでございます。

また、その後、さまざまな方向から第8次の中で掲げた取り組み、町民と行政の協働のまちづくり、この中に突然のごとく国のほうから平成27年、皆さんご存じのように、まち・ひと・しごと総合戦略が入り込んできました。私、その入り込んできた議員のときに、名前を出してよろしいかな。工藤議員さんが、これは第8次のまちづくりと整合性はあるのか、国から押しつけられたような形で大丈夫なのかと行政のほうに問いかけました。その言葉が今でも記憶に残っております。行政のほうは、その中身を第8次とどういうふうにして整合性を持たせてやるか、そして国はこのままやってくれるのか、それとも途中から引いてしまうのだろうかという危機感も感じながら、一生懸命8次と組み合わせながら今日まで向かってきたと私は高く評価しております。ただ、第8次の中で、最初の10年のときには査定に入れていなかった問題が浮上してきました。それが今回2番目にあります第9次総合振興計画のもとでどのように発見した課題について取り組んでいくかという問題に直結すると思いますので、ここでお話を少しさせていただきます。

27年度に策定しましたまち・ひと・しごと総合戦略の流れの中で、そしてまた第8次の中に最初からは入っていなかったのですが、急激な人口減少、そして少子高齢化の波に洗われた妹背牛町は、途中から戦略を変えるわけにはいきません。それで、国から与えられた総合戦略に乗りながら次に向けた展開をしていこうということも考えながら、第9次まちづくりアンケートを昨年実施しております。第9次まちづくりアンケートは、第8次の反省にも立ったアンケートと私たちは捉えておりまして、その中で重点を置くべきまちの施策として最も多く寄せられた強化策の1つが移住定住対策でございました。移住定住対策は、第8次でははっきりとは射程に入っていないけれども、既に人口減少の波に洗われていたということは事実でございます。ですから、9次に向けてやることは移住定住対策の充実と言っても過言ではないと思っております。また、8次の中にありました地元企業との連携、それから地元企業の雇用と移住定住にもつながる施策、これ

が8次ではまだしっかりいじれなかった。そういうことも踏まえまして、9次ではここを諮問されましたいろんなテーマの中に組み合わせまして、人口増に向けて、その中で妹背牛町が元気に学びながら、そして自治のまちとして生きていくスタンスを私どももっていきたいと考えております。

まず、第1回目の答弁はここまでにさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今町長からるるご答弁いただきました。今言われたように、第8次総合振興計画の進行中にまち・ひと・しごと総合戦略というような国の大きなプロジェクトが始まりました。その中でどうやって8次の総合振興計画と整合性を図りながらやっていくかということが非常に難しかったというようなお話だったと思います。

また、8次に課題として上がってきた移住定住対策、これが次のメインだというような大きな趣旨だったと思います。答弁だったと思います。また、その中で地元企業との連携を図りながら、地元企業に勤められている方の移住定住に努めていきたいというようなご答弁だったと思います。そんなことも含めて、移住定住については地元企業を活用した民間賃貸住宅の施策もスタートしようとしておりますけれども、そのほか第8次の期間で課題として私の考えることもございますから、そのことについて個別にお尋ねしていこうと思っております。

まず、第1点目についてですが、妹背牛商業高校の跡地についてでございます。この問題については幾度か一般質問しておりますし、また理事者側からもご答弁いただいております。内容については私も充分把握しているつもりでありますけれども、現在鋭意道と交渉中ということであろうかと思っておりますけれども、何せ無償譲渡が前提ということでの交渉だと私も理解しておりますけれども、田中町政を今後執行していくに当たってこの跡地の利活用について、田中町政下にあってはどのような重要性、重要度があるのか。また、活用方法を考えておられるのであれば、具体的に申し上げるのは今9次の振興計画の策定中ですから、それに影響を余り与えてはいけませんから、答えづらいのであればそこら辺答弁はお任せしますけれども、とにかくこの跡地の有効利用について田中町政下ではどのような重要度があるのかお聞きしたいと思います。

2点目、先ほど町長の答弁にありましたけれども、移住定住対策、また地元企業との連携をしっかりとって人口減少対策の解決に結びつけていきたいというお話でありましたけれども、そのほか本町では現在人口減少対策としてさまざまな事業展開をしております。このことを次の10年間に向けて、さらに費用対効果を高めるためにも今後個々の事業の見直しを含めてどのような事業展開をそのほかに考えておられるのか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

3点目については、小中学校の問題もお聞きしたかったのでありますけれども、先ほど同僚議員からこれに関する質問がございまして、教育長からの統合に関するような、詳しい中身

ではありませんでしたけれども、答弁がございましたので、割愛をさせていただきたいと思えます。

4点目については、高齢者による悲惨な交通事故が連日多発しております。高齢者の運転免許証の返納、これは去年でしたか、総務厚生常任委員会でも閉会中の議案として勉強した場面もございますけれども、返納といっても強制力があるわけではありませんから、個々の意思に任せるしかありません。また、現在では国のほうで自動車運転免許の制度改正も取り沙汰されております。

各自治体ではこのことに関して、町民、市民、住民が返納を少しでも安心してできるように、また誘導策として需要応答型交通、予約運行型交通、いわゆる乗車定員が11名以上のデマンドバス、デマンドというのは需要という意味でありますけれども、また乗車定員10名以下の乗合タクシー、本町ではタクシーを使ったケースを模索しているというお話を伺っております。ただ、バスの営業路線も絡んで現在調整中というようなお話も伺っておりますけれども、足の確保、この両輪がなければ、地域の公共交通の取り組みがきちっとできていないと、返納にも結びつかないということにもなるかと思えます。そういった意味でもこの対策については急務と考えておりますけれども、このことについては、先ほど申し上げましたけれども、バスの営業路線の関係、またおもてなし事業ですか、その絡みもありますけれども、今後どういうふうにされていくのかお伺いします。

最後、4点目になりますけれども、総務省はふるさと納税制度の厳格化を打ち出しております。それについて各自治体ではいろいろ対策に追われております。本町でも返礼品は3割、そしてまた経費は50%以下とするルールを遵守しながら、貴重な財源確保に努めていかなければならないと考えます。そのためにも知恵を絞る必要があるかと思えます。ふるさと納税制度については、平成30年9月の定例会で一般質問をさせていただきました。田中町長、そのときのことは覚えていらっしゃるでしょうか。本町では米をメインにした返礼品として現在も進んでいるところでもありますけれども、ほかの自治体ではふるさととのつながりに着目した返礼品を取り入れている自治体もありますよというご紹介をさせていただきました。覚えていらっしゃいますか。

再度申し上げますけれども、岩見沢、そして士別市などでは、ふるさとから都会に離れていった方への返礼品として、お墓の清掃サービス、それから空き地の草刈り、それから高齢な父親、母親の安否確認、そういったことを返礼品に取り入れているところもあるのです。このようなことも紹介をさせていただきました。また、クラウドファンディング型のふるさと納税について、これは美瑛町の青い池のトイレの設置についてご紹介申し上げます。そのときに特に町長が興味を示されたのは、クラウドファンディング型のふるさと納税に興味を示されていたのかなと思っておりますけれども、そのときの答弁で私の記憶では、今後充分検討していきたいというようなご答弁だったと思えます。そんなことも含めて町長は、去年でいいですと本町の納税額は1億8,000万ですか、こういった貴重な財源を、今後ふるさと納税制度を有効に利活用していく上で返礼品も含めてほかの

自治体と差別化を図るためにどのような取り組みが必要とお考えなのか、できれば具体的にお伺いしたいと思います。

以上、再々質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 議員の再質問に対して答弁をさせていただきます。

まず最初、8次の積み残し、あるいは8次からの流れということで、まず最初に妹背高跡地の再利用、利活用のイメージ、あるいは町長にとってどれだけの重要度があるのかというご質問でございます。これは、私がカラーを出すとかという以前に、これが問題に既になっているということで、カラーを出す以前にこの問題の所在が大きく動こうとしています。それは、3番目におっしゃった小中高の統合の見解の問題は答弁しなくてもよいとおっしゃられたのですけれども、ここの関係で、第9次の中で諮問されてきたテーマ、恐らく令和6年から令和9年の間に小中学校の統合の問題、それから建物、町民会館の建てかえの時期が訪れるとざっくり推定しております。この場所をどこにするかということは私の一存で決められるわけではありません。もちろん、そこの絡みの中で、諮問が高校跡地のほうに動くという可能性もございます。ですから、今私が高校の跡地を単独で利活用したいというイメージを語れる段階ではないのを前提にしてお聞きしていただけるのなら私も答えられます。

これは広田議員さんともお話しした記憶があると思うのですが、ヘリコプターによって除草剤をまいたりいろんなことをしています。そういうヘリは組織に頼むのではなく、自分のお宅で、1戸の農家が非常に安い値段で、そして免許も取りやすく、ただ滞空時間が短いので、バッテリーを持ちながら必要なときにだけまきたいというような、そういう高度な農業の展開が始まっております。将来的には若い各農業者が、それを扱える人は自分でおやりになる時代が来るのではないかなど。私も知り合いに免許を持っている人がいまして、どこで免許を取ったのですかという、旭川のクボタのところに行って取りましたと。それを運転する場所というのは限られてきて、そこに免許を出す人が常駐しているのですかといったら、そこまで多くないので派遣されていると。ですから、3ヘクタールの広大な土地を全部とは言いませんけれども、一部網を張って防音設備をつくって、ドローンの免許を取ったり研究をしたりする機関を呼び寄せるといようなことは、これは私の発想ではなくて議員さんがおっしゃったことと最近つながった話なのですけれども、こういう企業あるいは組織を誘致するという可能性もなきにしもあらずだなと。さっきの前提の上ですけれども、今思っておることもございます。

それから、2番目の移住定住対策ですけれども、さまざまな施策を行って、近隣がやって成功しているものをある意味では少し踏襲したりしてやっているの、議員さんの目から見たら雑多なイメージをお持ちなのではないかなと思っております。ですから、いろんな意味で精査して、今の時代、次の時代に合ったものを半歩先で取り入れていくという検証の仕方がきつと求められているし、そのことで答弁を求められたのだと思います。私た

ちも、私はまだ1年半ですけれども、今までやってきた中でやめたものもございます。もちろんそれに対しては批判もございました。でも、これからどうしていくかということを目進月歩で動きながらやっていかなければいけないということは充分理解しております。ですから、移住定住対策の中で議員さん何人もから提案ございました。3人以上だと思えます。住まれる方のハードの部分に支援するだけでなくソフトの部分、つまり給料の中にちゃんと入るようにして生活支援をするべきだと。そうしたら長く住んでもらえるし、それに対しては商品券ではなく現金ではないかというご意見もいただいております。

そういうことの中で私たち、別に頭がかたくなっているわけではないので、住む場所がないと呼べないということだけはご理解をはっきりさせていただきたいと思っております。すてきな建物をつくりながらそれを回していきたいという考えで、柔軟に発想をしていきたいと思っております。ですから、個々の事業展開で何か独創的なものはあるかとおっしゃられると、私は本当は独創的なものが好きなタイプの人間なのですけれども、現実にはほかがうまくいっているものを上手にひねって変換させるほうが有利なのです。というのは、ほかがやらない独創的なものはやってもうまくいかないというのがだんだんわかってきまして、私はそんなに独創的なタイプではないのでご安心ください。普通の人間なので。そういうふうに展開を少しずつやっていきたいと思っております。

それから次に、高齢者の事故報道が多いということで、免許返納も加えたデマンドバスというお話でした。これは、実は既に佐田議員さんがご質問の中で展開される予定になっておりますので、ここは申しわけありませんけれども、そちらのほうでお聞きになっていただきたいと思っております。

次は、ふるさと納税が確かに厳格化されました。これをルールを守りながら有効に使っていくということは、行政、議会、町民みんなの共通の認識だと思っております。先ほど言われましたお墓の草刈りには私も非常に共鳴して、いいですねと言ったのは覚えております。はっきり覚えております。ただ、個別のテーマに行く前に、厳格化のルールに対して持っていく形をとるので精いっぱいのところは今おまして、まずはしっかり流れをつくっていきながら、そこに入っていき余裕を持っていきたいと思っております。これは全然、答弁をしたことによってやるとかやらないとかでなくて、求めていきたい方向だと思っております。

お米がやはり強いのです。うちの97.5%ぐらいはお米なのです。徐々に伸びています。隣まちの秩父別町さんは昔お米が百選に選ばれたとかなんとかというのをキャッチコピーで利用して上手に持っていますけれども、昔は宣伝が下手だなと思っていたのですけれども、うちのまちは奥ゆかしいのです。奥ゆかしいというのは、実際に食べたらわかるでしょうというスタンスで1億8,000万まで伸ばしてきたのです。これを限度ぎりぎりまで、2億4,000万ぐらいまで徐々に伸ばしていきたいというのが今行政の視野に入っているものです。それはお米だけで終わるのではなくて、それこそユニークというのはいい意味で、中央、都会に住んでいらっしゃる人は地方まで行けないと。

そこをお手伝いするという意味で本当に必然性のあるものを一方で探していくという努力を続けていきたいと思っております。ですから、あの質問は忘れてございません。

そういうことで8次の積み残し、あるいは8次から流れてくるものに対しての再答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

広田毅君。

○5番（広田 毅君） 先ほど言いましたように、9次の振興計画が今策定中でありますから、答弁の中身についてもかなり気を使った答弁にならざるを得ないということは充分理解できます。そんな中で4点について今ご答弁いただきました。

1点目の商業高校については、原則無償譲渡、場合によっては、3ヘクタール全部ではありませんけれども、有償も含めて検討したいというような理事者側の考えを以前に伺っております。今町長がお話しされたように、ある意味前提があつてのお話ですというお話だったので、私も理解しております。私も、以前町長が言われたように、あそこを農業関係の、それこそ寺崎前町長がやられていた、北大の野口教授が進めている農業のロボット化、今でいえばトラクターなどの無人化になりますけれども、私も農業委員会にいたときに見学に行かせていただきました。うちも手を挙げたら研究室は来ていただけるのですかというようなお話を野口教授にしたことがあります。

そのときに動いていたのが北のほうの士別でしたけれども、とにかく妹背牛町としてはその時点で後塵を拝していたというような野口教授のお答えのイメージでした。行政含めて動いてくれるのであれば検討してもいいよというようなソフトなお答えもいただきましたけれども、果たして実現するかどうか、その時点ではわかりませんでしたけれども、そういった意味で私もあそこの利活用についてご提案申し上げたことがございます。そういったことを覚えていてもらって、今町長に答弁いただいたと思えますけれども、やるやらない、どのように活用していくかというのはもちろん答えづらいと思えますけれども、決して塩漬けにすることは絶対にしないでほしいなと思っております。これだけは私、この一般質問の場で町長に対して進言しておきたいと思えます。

2点目については、人口減少対策として独特な発想のもとで事業展開を考えていないのか、今の事業を見直してというような質問に対してお答えをいただきましたけれども、今町長お答えいただいたように、他町村でやっている人口減少対策ですか、いいところをまねて、本町に合うようにアレンジして、ぜひ理事者側も変なプライドを捨てていただいて、いいところはどんどんまねていただいて、本町に合うような施策を打っていただきたいなと思っております。

3点目の運転免許の返納についてですが、この後同僚議員の佐田議員が質問されるということで、町長先ほど言われたとおり、この件について再々質問はいたしません。

最後、ふるさと納税なのですけれども、お米はわかるのですけれども、近くを見ただけでもバリエーションがすごく多いのです。残念なことに地域資源というのは妹背牛町、余

りないというのが現実です。そんな中、返礼品の調達費は3割以下にしないよとか経費は5割以下にしないよという縛りがあっても少し頭をひねって、先ほど言ったように、ものではなくてソフトな事業でもいいではないですか。そういったことも、ふるさと納税制度というのは全国的にやられていることですから、いいところを勉強しながらうちに合ったような、先ほど言った2番目の人口減少対策と同じになりますけれども、ぜひふるさと納税の返礼品の中にバリエーションの1つとして、2つとして取り入れていただきたいなと思っております。

田中町長は、妹背牛町議員の時代から、議員をやりながら自分として妹背牛町、こんなまちづくりをしたいという強い志を持って、今その席に座られていると思います。釈迦に説法だと思いますけれども、妹背牛の存亡がかかっている10年だと私は思っています。30年後ですか、推計によりますと人口が1,000人を切ると。妹背牛町でとった統計でしたか、たしか900人台だったと思いますけれども、そんなまちになってもぜひ、小さくても人に優しいまち、また安心して高齢者が最後まで暮らし続けていけるようなまちづくりを次の10年の基礎とするように頑張っていたいただきたいなと思っております。

そんなことで再々質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 議員の再々質問に対してご答弁申し上げます。

妹背高の跡地は、ちょっと説明しますと、平成27年に校舎を含む全ての取り壊しが終わったのはご存じだと思います。その後道教育庁施設課と打ち合わせを行っておりまして、施設課からは町が譲渡を受けない場合は競売すると。一般に。無償譲渡は公共利用に限り可能であるが、現在無償譲渡後に売買することは難しく、原則10年は用途が指定されますよと、そういうことで動いております。ですから、第9次で私たちがあそこの利用を公的に行いたいという方針が出るまでの間は一般競売に付されているということで了解をとっている状態です。ですから、どこか企業がここを欲しいと言ったらお金で済む話になりますし、もちろん騒音があるとか危ないものとかということになると町との相談になりますけれども、今、競売に付されている要件の中に入っております。

ここを塩漬けしないように頼むとおっしゃられたのですが、私が塩漬けにしているわけではなくて、これは私個人の考えではなくて、すばらしい3ヘクタールの場所、あそこが妹背牛にとって将来どんな価値あるものになってしまうかというのは、私たちの現在では想像できないものがあると思います。そういう意味では、ただとっておくとか誰も来ないでくれというのではなくて、積極的な計画が立てられる場合は展開していくし、それができない場合は逆に言うと企業誘致があり得る可能性もそのときには出てくると思います。そういう意味では柔軟に考えておりますし、塩漬けという言葉は知っていただきましたけれども、発想は全くございません。

それから、移住定住対策、近隣が行っている一坪1円ですか、ああいう価格破壊のようなことでうちのまちの地価を下げるのではないかと、いろんな理事者側の答弁もありま

した。現実はその流れに入っていくかどうかというよりも、現状どういうふうアレンジしたらこのまちに合うのかというところの知恵は、出しても出しても尽くせないぐらいの知恵の必要があると思います。それは、議員さん含め、町民の皆さんからも日々知恵をいただきながら、ずっとフル回転しながら考えていかなければいけない中身だと思っております。

それから、ふるさと納税、私は別にお米を持ち上げて97.5%だとか騒いでいるわけではなくて、お米は本当に人気があるのです。私はお米が好きなのですけれども、そんなにお米、みんな食べたいのだな、やはり日本人なのかなと思いつつ感じていますけれども、お米をつくっている人は海産物が気になると思うのです。自分の娘や息子は海のほうの人と結婚してほしいなんて思っている人もいますし、実際そういうところでやりとりしているところもございます。でも、うちの資源としてお米が重要だということは変わりませんし、その中でも頭を使ってほしいということが今日もしっかり伝わりましたので、総務省から言われている厳格化をきっちりクリアしながら私たちが知恵を使っていく場所だと確信しておりますので、それについてはこれからもご指導、ご鞭撻いただきながらやっていきたいと思っております。

それから、今後の10年のことをおっしゃいましたけれども、私もこれからの30年を見越したときのこの10年、あるいはスタートの5年が勝負になるだろう、それははっきり実感しております。令和元年になる夜中、これから令和はどんな年になるのかなと考えましたら、30年後はここにいる私たちも含めていなくなる可能性が高い時代になると思っております。そのときに相手に何を渡していくか。ものなのか、スタイルなのか、あるいは考え方なのか、そういうことも含めて今の行政が取り組んでいく時代の責務というものを感じておりますし、今日また議員さんからご指摘あったとおり、そこは本当に襟を正して職員一同頑張っていきたいと思っております。

こういうことで答弁をさせていただきました。

○議長（宮崎 博君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。なお、午後は1時30分より再開をいたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時30分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） （登壇） 通告に基づき、質問いたしたいと思っております。

町民の声として、免許を返上された方、また運転に不安を持って免許を返上したいとい

う方々の声があります。高齢者運転事故防止対策について、そういう声をもとに質問したいと思います。

皆さんもご存じのように、東京池袋での母子死亡事故をはじめ、連日全国各地での高齢ドライバーによる重大な交通事故が後を絶ちません。テレビや新聞で毎日のように報道されております。免許更新時の認知機能検査で問題なしとされた高齢者も起こすことが多いと交通専門家が言われ、現行の対策の限界が問われていると言われております。悲劇を繰り返さない有効な方法はあるのだろうかとも言われております。

2017年3月施行の改正道交法で警察庁は、75歳以上の運転手に対し免許更新時、また信号無視などのときの機能検査が義務づけられました。ここで第1分類の認知症のおそれありと判定されると医師の診断を受けなければならず、認知症と診断されれば免許の取り消し、停止になります。2018年は延べ216万5,349人の方が検査を受けられたと言われております。2.5%の5万4,786人が第1分類に適用され、最終的には約2,000人の方が免許の取り消しになりました。

高齢者の認知症を研究している著名な大学教授は、認知症の3分の2を占めるアルツハイマー型は発見できても、他のタイプの認知症は捉えられないと限界を指摘しております。そのため、関係機関は免許の自主返納の推進に知恵を絞るべきだと指摘しております。高齢者が運転をやめない理由の1つが、車がないと生活が不便、また自家用車にかわる生活の足を確保する、この点で非常に不安がある。全国各地、また我がまちでも近隣の市町村でも、この問題に対する対策が進んでいると思います。その上で伺いたいと思います。

まず第1に、本町での高齢者の免許返納、返上状況について、わかればご答弁をいただきたいと思います。

第2に、免許返納者、また高齢者の生活の足、移動の確保について、どのように対策をお考えであるか伺いたいと思います。この間も定例会でこれに付随する質問がなされていたと思いますので、それへの今の段階での取り組みを質問したいと思います。

次に、子供の貧困対策についてご質問したいと思います。今、全国で7人に1人の子供が貧困の状況だと言われております。子どもの貧困対策法が施行されて5年が経過します。全国的にも、また近隣の市町村でも、子供食堂や無料の塾、経済的に苦しい家庭に食品を無料で送るあったか元気便などの取り組みがされております。この問題での自治体、学校、地域での取り組みは極めて重要であるとも対策法の中で書かれております。

子どもの貧困対策法が施行された2014年、政府は対策の基本方針を示し、大綱を定め、教育、生活保護者の就労、経済面の支援を掲げました。これに沿って都道府県が対策計画をつくり、教育分野の支援が多く盛り込まれたと言われております。また、住民に身近な市町村による対策計画づくりなども政府は求めております。その上で伺いたいと思います。本町では対策計画は作成されているのでしょうか。もし作成されているのであればお答えいただきたいと思います。

第2に、公的支援制度である就学援助について、どのように本町では周知し、本町での

利用状況についてお伺いしたいと思います。

3点目に、温泉ペペルについて質問いたしたいと思います。5月15日、行財政等調査特別委員会で廣瀬副町長、また田中町長からペペルの現状と運営の方向、課題について報告されました。町民の方からは、対応が遅いのではないか、また今後温泉ペペルはどのようになるのかという率直なご意見が私のほうにも寄せられています。私もこの間2回、元気クラブの花見、またカラオケ同好会で2階の宴会場を使わせていただきました。参加された方が、ちょっと雰囲気が変わりましたねと私のほうに言われてきました。この点で、そういう声が町のほうに寄せられていないのでしょうか。

また、温泉ペペルは町民にとって憩いの場、愛される施設になっていただきたいと思います。何よりも町民がこぞって温泉ペペルの施設、これを支えていく、そういう施設になっていただきたいと思います、また私自身もそういう立場で利用を促進していきたいと考えております。その上でお伺いしたいと思います。

第1に、行財政等調査特別委員会でのペペルの運営状況、経営状況は委員会後どのようになっているか、まずはお伺いしたいと思います。

第2に、温泉ペペルは4年後に開設30年を迎えるとお聞きしています。この点で、施設の大改修等、また何らかのイベントを考えているのかどうかもあわせてお伺いしたいと思います。

第1回目の質問を再質問を留保して終わりたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私から本町の運転免許証の返納状況についてご答弁いたします。

初めに、2017年3月から施行されました改正道路交通法、これにおきましては、75歳以上の運転者に対する認知機能のチェック体制が強化されたものであり、認知症のおそれがあると判断された方は臨時適性検査、医師の診断でございます。これを受け、その結果認知症と判断された場合は運転免許証の取り消し等の対象になります。これは議員からご指摘のとおりでございます。

さらには、免許証の更新以外でも一定の交通違反、例えば一時停止の不停止、また信号無視、通行区分違反、いわゆるはみ出し禁止ですか、それとあわせて最近であれば高速道路におきます逆走等々が区分されてございます。これ等の軽微な違反等も含めた中で3年を待たずに臨時認知機能検査を受けることが義務化され、運転を継続していくためには大変厳しいものとなっております。

また、75歳以上の方は免許更新満了の6カ月前に高齢者講習等の受講案内が届いておりますが、有効期間中に更新手続を終了しなければ免許は失効となります。現在我々が所有しています免許証、これにつきましては誕生日以降1カ月という猶予がありますが、高齢者におきましては有効期間を1日でも過ぎますと失効となります。大変厳しい状況となっております。

さて、免許証の返納状況でございますが、先日深川警察署のほうに問い合わせをし、可能な範囲で返納者の人数を教えてくださいということで確認させていただきました。本年の6月現在、平成29年度におきましては9名、平成30年度におきましては4名、今年度におきましても既に4名の方が返納されてございます。これは深川警察署に返納された数でありまして、例えばご本人が旭川の免許センター等々におきまして返納されている場合につきましてはこちらとしまして把握ができないということもございます。この件数には含まれていないことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうからは2点目の高齢者の生活の足の確保についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、免許を保有された高齢者にとって車の使用は、買い物や通院等の生活において大切な移動手段になっていると認識してございます。本町におきましては平成12年より町の介護予防地域支え合い事業の中で外出支援サービスを展開しておりますが、この事業は、ご本人の身体状況や認知、判断能力において公共の交通機関を利用して自力で目的地まで移動が困難な方に対して、自宅より町内、町外の目的地までの送迎を行っております。当初よりも移動範囲を広げ、現在は遠くは旭川、砂川をはじめとする医療機関への移動支援が主になっておりますが、中には保健所での家族会への参加や役場への申請手続で利用された方もいらっしゃいます。最近では、深川市立病院への通院はバス停が近く、何とかつえ歩行で通院しているのですが、自宅にお風呂がなく、温泉ペールまで膝が痛くて歩行が困難でタクシーを使っていたが、経済的に負担が大きくなってきているということで相談があり、この方の身体状況を考慮した中でこの外出支援サービスの対象者として許可し、利用いただいている方もございます。

そうした中で今後は買い物や行事、イベント等への参加も視野に入れる必要を感じておりますが、この事業はあくまでも身体的、精神的状況を踏まえた外出支援事業と考えており、議員ご質問の免許返納者に対する生活支援として全ての方に対応できるものとは考えておらず、以前にも佐田議員よりご指摘いただいたタクシー助成も、今後高齢者の免許自主返納における生活支援として交通事故や買い物等の移動手段につながるかもしれませんが、現在町といたしましては、その方がどういう状態で自主返納を考え、また返納されたのか、移動が困難なのか、どういった支援が必要なのかをしっかりと把握する必要があると考えております。

実際ご本人、ご家族からの外出移動支援の相談もふえてきておりますし、認知症により免許更新を諦めたというケースも聞いております。移動支援が必要な方の状況をしっかりと把握した中で、本町の外出支援サービス対象者として支援していくことは福祉サイドからも今後必要と考えておりますが、本町では平成26年より商工会で行っております町内におけるお買い物おもてなし事業のタクシー助成も好評であると聞いておりますので、これも大切な1つの事業として商工会とも引き続き連携させていただき、タクシー助成に限

らず、バス利用者やJR利用者も含め、今後健康福祉課が所管となり、総務課、企画振興課、建設課とも連携した中で早急に高齢者の生活支援、交通事故防止に努めて、高齢者が地域で安心して生活できるよう支援していかなければならないと認識しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 私から子供の貧困対策についてご答弁申し上げます。

子供の貧困対策につきましては、議員ご指摘のとおり、子どもの貧困対策に関する大綱、これに基づきまして各所管課が連携して取り組むこととされておりますが、質問の通目に基づきまして教育委員会所管の就学援助制度での対応についてご答弁させていただきます。

平成28年の12月定例議会におきましても佐田議員より就学援助制度に係るご質問をいただき、制度の概要、また周知手段についてご答弁しております。基本的には大きな変更はございません。本町における援助費目につきましては、学用品費、校外活動費、体育活動費、修学旅行費など12費目ございます。準要保護世帯に対する補助費目につきましては各自治体の裁量で決定することとなっておりますけれども、本町におきましては要保護世帯、準要保護世帯での援助費目及び補助金額に差は設けてはございません。また、昨年の新入学生から入学準備金の入学前給付を実施しているところであります。

また、制度の周知方法ですけれども、小学校の入学説明会の場で新1年生の保護者に対しましてこの就学援助制度の説明を実施しております。また、前年度におきまして既に認定を受けている世帯には、個別の通知を3月に実施しております。さらに、新学期が始まりまして4月の月上旬に学校を通じまして、重複する方も出てきますけれども、全保護者への周知を行っております。特にひとり親世帯の保護者に対しましては、関係課と連携いたしまして周知漏れのないように配慮しているところであります。さらには、年度途中で転出あるいは転入された保護者に対しましては、この手続に不備のないよう丁寧な周知に努めているところであります。就学援助制度の運用には万全を期して対応しております。

また、ご質問にございました子供の貧困対策の計画の策定の状況ですけれども、子どもの貧困対策推進法におきましては、都道府県がこの計画を作成することが努力義務とされておりましたけれども、先日、12日の参議院本会議で改正子どもの貧困対策推進法が可決いたしました。その中におきましては、今後は市町村でもこの計画を策定するよう努力義務ということで取り扱われております。今後この計画につきましては関係課と連携した上で策定していく検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 3問目、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから温泉ペペルについてご答弁申し上げます。

先月15日に行財政等調査特別委員会を開会いただき、その中で人員不足による4月からのレストラン定休日、水曜日でございました。これの解消並びに宴会料理の外注解消に

向けた人員の確保について報告をさせていただきました。人員については四苦八苦しながらもパートを主に確保することができ、レストランは今月頭より定休日を解消し、宴会については新たに採用の総料理長により少数による勤務シフトや仕入れ原価の妥当性等をこの約1カ月間で調査いただき、昨日より、実際昨日は予約がございませんでしたので、本日より本来の姿であります宴会料理の提供を再開する運びとなりました。約2カ月以上にわたり議員の皆さんには本件に対し特段のご指導とご理解を賜り、この場をおかりし、厚くお礼を申し上げます。

さて、温泉ペペルの運営状況であります。結論から申し上げます、大変厳しい運営となっております。30年度の年間入館者数が約18万人と前年比約1万人減少したことによる券売機並びに回数券の売り上げ減少をはじめ、特に運営に大きく影響したのが宴会料理の減少で、売り上げで前年比700万円以上の減額となってしまったところがございます。宴会利用とその売り上げの減少は、提供サービスの低下をはじめ営業活動の停滞、仕入れ原価率の高水準などさまざまなマイナス要因によるものであり、これら全ての要因を解消すべく、現在新たな総料理長のもとスピード感を持った検証と実践が図られているところであり、レストラン、宴会利用の回復と営業利益の向上に今後も努めてまいりたいと考えてございます。

ペペル開設30周年に向けた施設改修計画については、3月定例議会の一般質問にもありました。令和5年1月に開設30周年を迎えるに当たり何をどのように改修、リニューアルするかですが、財政上実施できるできないは別として今現在想定されているものとして、ポンプ系配管、これはかなり老朽化が著しく、また洗濯乾燥室や高齢者利用対応のエレベーターの設置も必要と考えております。さらに、利用者ニーズに合った浴場、サウナ室、露天風呂のリニューアルなども想定され、現行においては令和3年度に実施計画、令和4年度に大規模改修と計画をしておりますが、先ほど運営状況もご報告をさせていただきましたが、まずは温泉自体が健全経営とならなければなりませんし、現状の運営状況においてそこに設備投資、税金を投入することに町民の皆さんには納得いただけないものと考えております。温泉基金を積むまでとはいかずとも、まずは早期の健全経営を目指していかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） まず、高齢者の足の確保という点で、近隣でも、私もこの間一般質問で何度かここで具体的な例を出して提案させていただきましたが、秩父別でのタクシ一助成券60枚、免許があろうとなかろうと60歳以上に年間60枚渡していると。町内では1割負担、最低が100円。仮に六百何ぼだったら100円払えばいいと。私、この計画をつくった前神藪町長さんと個人的にいろいろお話をしたのですが、これは神藪町長さんの案だったらいいのです。佐田さん、やったけれども、使わない人がいっぱいいるのですよと。免許ある方は使わないと。予算的に300万ぐらいと私、正確ではないかもわ

からないのですが、そういうお話をしたらそういうことで喜ばれていますという話。これは1つの例なのです。深川は循環バスを回しています。北空知バスと提携して。市民の方に試乗してもらって、利用しやすいかどうか検証しているのです。そして、何人かの深川市の方のお話を聞くと、それによって免許を返上したという方も出てきたのです。返上なされた。事故を起こしてからでは大変だと、そういう声も出てきましたよという話になっている。あと、北竜は免許返上者に、金額は正確でないのですが、年間タクシー助成金を出すのです。正確でないので金額は言いませんが、タクシー助成金を出している。沼田はデマンドバスを運行して、駅からお風呂、ほろしんに行くバス、これは途中でおりる、お風呂を利用しない人も利用できるらしいのです。

うちのまちも、先ほど課長が答弁されたように、本当に努力されて、利用されている方の声も聞いています、私。だけれども、現実には免許を返上して健康で毎朝散歩しているという方なんかは何の恩恵もないというか、恩恵と言ったらおかしいですけども、支援というか、なくて、その方々から私に、ほかのまちの話もして、妹背牛はどうなのでしょうねなんていう話があるということで、そういうことも含めて検討していただきたい。妹背牛の商工会もあります。私も何回も答弁を受けていますので、それとミックスしてそういう人たちの足を確保することを考えるべきではないかと。そうすれば、僕が見ているこの人は危ないと思う、人のことは言えませんけれども、そういう人たちが免許を返上しやすくなるのではないかなと思っています。

2点目に、就学援助の点でかなり細かく教育課長から答弁いただきました。私、利用されている方の声もお聞きしているのです。それをもらっていると周りの目が気になるという話をされたことがあるので、そういう声はないでしょうか。それと、就学援助をもらっているお子様が周りの子供たちにわかるようなことがあるかないか、そこら辺は考慮しながらやっていると思うのですが、ご答弁いただきたい。

あと、温泉ペペルの件では経営努力なさっていると副町長の答弁で感じるのですが、現実にあそこを利用している方、あそこで働いている方の声も耳に入ります。さっき言ったように、物すごく経営努力していこうというのはわかりますが、僕いろんなところを利用したりなんかして、大変なところが盛り返したということも聞いています。何なのですかねと言ったら、お客様を大事にするおもてなしの心なのだと。利用する人々にこっと笑っていらっしゃませと言うとか、そういうことなのだと。料理も大変大事だし、あそこに張っていますよね。全国で4番目という温泉の。それをもっとアピールして、営業活動というか、なさるといことも大事だし、あそこで働く人たちが気持ちよく働けるような職場環境も大事ではないかなと思っています。

今日の資料の中にペペルの決算の報告もありました。振興公社として経営改善していくということもばんと書かれています。そういう立場に立ってやるべきではないかというのと、30周年に向けて相当な改修が必要となります。ですが、財源的にどうなのかと。先ほど副町長も、かなり厳しい部分もあると思うのですが、抜本的な経営の改善を目

指していったほうがいいのではないのかなど。野方図に八方美人的にあれもやる、これもやるでは今の局面は乗り切っていけないのではないかなどと思っています。この点で副町長のお考えがあれば、ご答弁いただきたいと思えます。

再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから高齢者の足の確保の再質問に対してご答弁申し上げます。

佐田議員からの各市町のいろんな助成策、私どもも充分認識しておりますし、全道各地の自治体の要綱等も見ながら準備を進めているところでございます。先ほど秩父別町の使わない人がいっぱいいるからという、その辺の考え方はどうなのかなど聞いておりましたが、ご存じかと思いますが、4月より原則第3金曜日に社会福祉協議会でテーマを決めて開催しています妹背牛作戦会議で、5月のテーマがちょうど高齢者の免許返納についてでした。

参加いただいた議員各位もいらっしゃいますが、その中で貴重な住民の意見が出されており、佐田議員も最初にご指摘あった最近の交通事故での方が一負傷させた場合の保障や事故を起こした家族の精神的負担、あるいは車に乗っている方の年間の維持費を考慮した場合、タクシーに換算したらかなり利用できるかもしれないねという地域住民の声がありました。そういう意味での免許返納者へのタクシー助成の考え方も1つにはあるかなど思っております。

ですから、前段言いました福祉的な外出移動支援や商工会のお買い物おもてなし事業におけるタクシー事業等をミックスというか、一つにするということではなく、高齢者一人一人に合わせた外出移動、生活支援というものを町として早急に対応していきたいということで現在進行しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 子供の貧困対策2つ目の再質問に答弁いたします。

まず、本年度の就学援助の認定件数をお教えしたいと思いますけれども、要保護が3世帯で4人、準要保護が12世帯で16人、受給率は13.4%というふうになってございます。

議員ご指摘の周りの目が気になるという声ですけれども、基本的に要保護につきましては、生活保護受給世帯は無条件で要保護の認定を受けております。また、準要保護につきましては、ひとり親世帯、その中でも児童扶養手当を受給されている世帯、あるいは生活保護世帯の1.3倍の所得要件、そういったものがございます。教育委員会のほうで毎年申請を受け付けて実施しておりますけれども、ほぼひとり親世帯の方につきましては全員申請をいただいて認定をしているという状況でございます。

また、生活保護の1.3倍基準につきましては、一人一人の所得を勝手に我々が調べ

るわけにはいきませんので、これはあくまでも本人申請による受け付けという形になります。その中では周りの目が気になるという保護者の方もいるかもしれませんが、私どもで把握している部分につきましては、そういった声のほうは聞こえてはきておりません。また、当然子供たちに対しましても、子供たちはその制度自体を認知しておりませんので、あそこの子が就学援助を受けているのですとかそういった話になることはあり得ませんので、そういった部分については充分秘密が保持されて運営されているものと認識してございますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから佐田議員の再質問についてご答弁申し上げます。

先ほどの答弁の中で運営、経営状況は大変厳しいものとなっているというようなことを答弁させていただきましたが、先ほどいろいろその要因というものもお話をさせていただきましたが、結局その責任というのは社長である町長、そして専務である私ども経営陣にあることを自覚し、深く反省をしているところでございます。

それと、佐田議員からおもてなしの心が大事だというご指摘を受けました。それは本当におっしゃるとおりでございます。今の温泉ペペルにその心がないかという、そうではないと私どもは確信をしておりますし、もっともとおもてなしの心を磨いていってもらわなければならないというご指摘は真摯にお受けしたいと思っております。

それと、温泉の抜本的改革というようなご質問だったかと思っておりますけれども、これについては、ちょっと細かくなりますけれども、それが今まで余り果たされていないということでお聞きをさせていただきたいと思っております。先月17日から総料理長が着任をいたしました。そこからすぐに仕入れ伝票並びに棚卸表のチェック、あとレストランでの提供メニュー、これは全44品目でございます。これの原価率の洗い出しなど営業利益向上のための徹底した基本的作業を終えたところであります。

それと、総料理長より職員全員に、総料理長、支配人も含めてですが、今後、時間は少々かかると思いますが、レストラン提供メニューの見直し、さらには宴会料理の創意工夫など、総料理長と料理長のみならず公社職員全員の意見を反映させるなど、職員全員が利益向上に向けた共通認識を持ってもらうというようなことのお話をいただいておりますし、私ども経営陣といたしましても、これまでの決済処理だけではなくて、公社管理職との定期的な会議の場を設け、実践していかなければならないというふうに考えているところでございます。

それと、公社があればこれというご質問があったかと思っておりますが、理解にあれしたのですけれども、あれもこれもといいますと、私が今考えられるのは、あれもこれもというより、受託事業でふるさと納税返礼品贈呈事業の受託をしております。これについては営業外収益ということで、公社の運営上大変重要な受託事業と認識をしております。ただ、あれもこれもというのは、もしあれであればまたご指摘をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 1点だけ町長の見解をお伺いしたいと思います。

今日の資料の中に有限会社妹背牛振興公社第48期定期株式総会議案書というのが入っています。平成4年12月1日から妹背牛町より妹背牛温泉の管理運営を委託され、鋭意努力を重ねてまいりましたと。平成8年1月19日から商法の改正により有限会社妹背牛振興公社となったのです。この間、私、決算委員会だとか、議員になってから皆さんと議論の中で、公社なのだから利益を上げなくていいのだというような見解があるのです。しかし、赤字になるとどこからお金が入るかといったら、町民の税金から入れなければならない。有限会社であるのなら、ここの社長であるのなら、きっちり経営をしなければなりません。経営手腕を発揮して町に負担をかけないようにするのが、膨大なもうけをしなさいとは言わないのですが、これが会社の社長としての仕事ではないかなと。

そこは有限会社かどうかわかりませんが、あるまちの振興公社、町長さんが振興公社の責任者ですが、田中町長におやりになりなさいとは言いませんが、役場の仕事が終わったらその温泉に行って、毎日その状況を聞いていたと言うのです。長に立つと、そのぐらい責任というか、持ってやるべきだと。そのことが町民に対する責任だと思うのです。その点での見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 議員さんの再々質問、温泉ペペルについて答弁させていただきます。

最後におっしゃられました有限会社は公社なのだから利益を上げなくてもいいのだと。公社だから利益を上げなくてもいいのだということを使う向きもあります。一方には。利益が上がるのだったら民間がやっているのだと、そういう言い方もありますけれども、私は今回ここを立て直そうと思う方向の中で、利益を上げる方向に進むと確信をして動いております。そのことは副町長からの答弁からも察せられると思いますが、問題は、あれもこれもやろうとしているように見えるというふうにおっしゃっているように見えるのですけれども、全然あれもこれもではございません。

それから、なぜ料理の部門から立て直さなければいけないかといいますと、温泉の泉質はいいということは充分評判ですし、健康部門第4位というインターネットでの投票実績もございます。実際にそこでお客さんに入ってもらっております。そこにやはり料理も食べたいということの中で私たち、経営をある程度ダウンさせて、そこからV字回復を図ろうというところで人選をいたしまして、1年ほど時間をかけまして準備をして人をそろえ始めているところです。ですから、2カ月水曜休み、そして議員さんからもご批判ございましたように、上の料理を出せなくなったという恥ずべき実態は公社社長として陳謝い

たしたいと思っておりますけれども、その時点をただ指をくわえて待っていたのではなくて、水面下ではそこをどういうふうに立て直すかという準備を同時に進めてまいりました。ですから、2カ月の間にこの形になることができた、私は経営の、あるいは担当の人たちの努力に感謝しているところでございます。

それから、料理に対する注文とかをこちら側がつけるときに、こちら側は専門家ではないので、向こうと意思疎通できるような関係がなければ毎日厨房に行っても嫌がられるだけです。その信頼関係を生み出すべく人選をして、この中を立て直そうと。つまり、あれもこれもやっているわけではなくて、一番基本となる温泉との信頼関係を形づくるというのが今回の目玉でございます。この中で私たちは、妹背牛温泉が次の時代に向かって維持できていけるように、その形式をきちんと生み出したいと思っております。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で2番議員、佐田恵治君の一般質問を終わります。

続いて、4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） （登壇） 通告に従い、質問させていただきます。

1つ目は、町長の選挙公約、施策についてお伺いいたします。田中町長は、就任から約1年半となりました。町長は31年度町政執行方針で、31年度は町政のかじ取りから船出として2年目となります。昨年の執行方針では、スタートから徐々に加速していく大切な年であると示しております。

そこで、お聞きします。町長は、選挙公約13項目のうち、温泉の半年券値下げ、自治宝くじ共同購入について撤回、その後徐々に行うと答弁したが、一向に見えてこない、新町長には期待をしたが、何も変わらないという町民の声を聞きます。町長は、この町民の声をどのようにお考えなのかお伺いします。

2番目に、定住促進賃貸住宅建設事業についてお伺いします。移住定住促進事業として今年度、定住促進賃貸住宅建設事業を進めています。その募集期間は平成31年4月17日から令和元年6月17日までであります。個人、法人から何件の募集があったのか、また募集がない場合はどのように対応するのかお伺いします。

3、町民のボランティア活動についてお伺いします。（1）、厚生労働省ではボランティア活動を推進している。ボランティア活動の広がりによって社会貢献、福祉活動への関心が高まり、さまざまな構成員がともに支え合う交流する地域づくりが進むなど、大きな意義を持つと言われております。町民のボランティア活動もよく見かけますが、町はボランティア活動推進をどのように行っているのかお答えください。

（2）、町民のボランティア活動推進のために、個人、団体個々の申告によるモスピーカードポイント等の進呈を行ってはどうかと思うが、伺う。

以上、再質問を留保し、質問といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 議員ご指摘の第1番目の公約、施策について伺うということに対

してご答弁をしたいと思えます。

ご質問の件ですが、私が撤回をいたしました2件を除きますと、現在進行中の公約が幾つかございます。まず、ご存じかと思いますが、1つ目には町外者移住支援について2つの動きがございまして、既に小学校の校長宅の横に着工されております地域優良賃貸住宅1戸2棟の建設が今年中に竣工の運びとなっております。また、2番目の質問にございましたけれども、民間アパート建設へのはずみとなります補助金政策を開始し、現在建設主体となる企業及び個人に公募をかけている最中のものがございます。

2つ目には、新規出店を公募支援という項目の中にそば屋さんが入っていたものと思えますけれども、これにつきましては今年から採用いたしました温泉レストラン部門の総料理長が、実績のある経験者としてそば打ちから始める本格派のそばを提供したいということで、時期を見ながら準備を始めたいと伺っており、私も公社社長として非常に楽しみにしているところです。温泉の泉質とともに特産のお米の提供の仕方、食べ方、例えばリゾットという食べ方もございます。北空知の食のアピールも可能な場所として妹背牛町から発信できるよう期待を込めております。

3つ目には、過日行財政等調査特別委員会の席上でご説明を申し上げましたように、町が単独で行っております空き家撤去支援あるいは現在のリフォーム支援事業を、国の施策の方向とかみ合うようにして充実させていく動きも始めております。

また、4つ目には、現在ふるさと納税の大半を占めております当町のお米の産地としての宣伝にも、また特産品としても地元で栽培されたお米で地酒をつくり、PRに努めたいと公約にもうたっておりましたが、とうとう今年度めでたく作付がなされております。順調にいけば来年の3月前後にお披露目ができる予定となっております。

5つ目になります。企業団バレーボールの旭川に本拠地を置くJTバレーの監督がかつての妹背牛商業バレーで活躍した吉原知子さんと伺っており、JT旭川と協議の上、妹背牛温泉などを利用していただくことで宣伝に活用させていただきたいと考えておりました。しかし、JT側は、合宿地は芦別と協定を結んでおり、芦別の市長さんにお話を聞くと難しいということで、なかなか活路を開けていないのが現状でございます。

このように公約は確実に動いているものもございしますが、町民の方の目に見える姿となるまでにはまだ時間の多少かかるものもございします。議員ご指摘のように、目に見えた成果を問われますと、地道に頑張っておりますという答弁が私には今精いっぱいのところでございます。

議員の皆様のお仕事の中には、議員立法権と行政の監視役以外にも、町行政の現状を町民の方に説明される機会も多々あるかと思えます。その機会にでも現在の行政の取り組みにつきましてご説明の労をとっていただき、また町政へのご批判がございましたら、ご自分の責任におかれまして感じたところを町民の皆様へ直接お伝えいただける裁量をお持ちのほうでございます。そのことは町民の負託を受けた選良としての議員さんの特権だと私は認識しております。

私は町長として、自分の公約とこれから始まります第9次まちづくり計画との整合性を図ることを第一に考慮しながら町政運営に邁進していきたいと思っております。その目標は、次の世代につなげていくべき振興公社の生き延びていく形式を生み出すということに尽きるものです。よろしくご理解のほどをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから議員ご質問の定住促進賃貸住宅建設事業についてご答弁申し上げます。

本事業は、妹背牛町への移住定住を促進するため、町内の個人もしくは法人に賃貸住宅を建設していただき、その建設費用に対して町が一部を補助するものでございまして、本年度よりの事業を開始したところでございます。ですが、昨日がこの応募期限でございました。残念ながら応募につきましては一件もございませんでした。募集前には、町内の業者さんにも出席いただき、本事業に関する説明会を開催いたしましたし、募集内容についての質疑等も行ったところでございます。ですが、実際応募いただけなかったということは、当然何らかの要因があるものと考えてございます。

移住定住推進のためにも、本年度中に住宅を建設していただき、来春には入居募集ができるような状態になることが望ましいと考えてございますので、早急にその要因を調べて再募集をかけたいというふうを考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから3つ目の本町におけるボランティア活動についてご答弁申し上げます。

本町におけるボランティア活動の推進は、充分とは言えませんが、社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて相談調整機能を担っております。その中で、住民主体で策定された地域福祉実践計画わかち愛・もせうしの中でもボランティアに対する地域住民の理解を得られるよう、需要と供給の調整を図り、ボランティアセンターの運営とボランティアの啓発、コーディネート機能の強化を図るため、ボランティアコーディネーターも兼務したまちかどアドバイザーをわかち愛・もせうし広場のまちかどステーションに配置しており、ボランティア活動はお互いさまであるという受援力の認識を改めて構築し、議員ご指摘のように、ともに支え合い交流できる地域づくりの中で小さな助け合いを広げていく必要があると認識しております。そうした中で、ご存じのとおり、NPO法人わかち愛・もせうしの実践活動はボランティア活動の先導的な立場にあると高く評価しております。

2つ目のご質問にあります町民のボランティア活動推進のためにモスピーカードの進呈を行ってはいかがですかということですが、実は対象は老人クラブ会員を中心とした環境美化の奉仕活動に対し、平成26年より1回の活動に50ポイント付与させていただいております。本年は介護支援ボランティアに対してもポイント付与をさせていただく予定に

なっており、また社会福祉協議会でも何らかの形でボランティアポイント制度を検討しておりますので、今後ボランティア活動の推進に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 町長は今、1番目の公約と施策についてはいろんなことをお考えだということで、議員としてそういう声があったら説明するのも当然ではないですかというようなことですが、どこかの場で町長が議員に対して私はこう思ってやりたい、私はこれだという場、町議会とお話しする場を持って、今日初めてそういうお話を聞いて、我々町議会で町議がお話を聞いて説明してくれと言ってもそれはおかしいのではないかと。町長として町議会とそういうお話をする場を持っていただかないと、こういう質問になってしまう。町民にもわかりづらい。その辺は町長としてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

それと、2番目の定住促進住宅建設事業ですが、課長の答弁では今年中に終わらせたいと。17日までで公募がゼロです。これから何カ月でまた公募するかスケジュールはわかりませんが、今年度中は雪の中賃貸住宅を建てていく、そういう場合について、当初は時期的に早くしたいから早く公募を出したいというご説明だったと思うのですが、この事業については今年度はやめて、仕切り直して来年度に向かったほうが私はいいと思うのですが、その辺のご見解を町長にお聞きしたいと思います。

それと、3番目の町民のボランティア活動なのですが、一生懸命やっているのはわかっております。ポイント制もご説明いただきまして、ありがとうございます。それで、ボランティアについて、ボランティア保険なのですが、記憶では、社会福祉協議会に申請をすればボランティア保険に入れるよということをお聞きしたような気がするのです。ボランティア活動、町ではこういう推進をしていますよと。ボランティア保険も社会福祉協議会で掛けてくれますと。だからそういうものを利用してくださいというPRが少し足りないのではないかと。わかっている人もいればわからない人もいますので、その辺をもう少し丁寧に町民に知らせたらどうかと思いますので、見解をお聞きしたいと思います。

再々質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 私が今日議員さんに対して答弁をした中では、そば打ちを始める話だけが新品の話でありまして、あとは町政懇談会の席上、それから町民のところを回って話したときにほとんど話しておりますし、実際議員さんのところでもほとんど話しております。ですから、町議会に対して特段秘密にしているという話は基本的にございません。町民の方もこの話は知っていますし、私は2つ、宝くじの共同購入は法律に瑕疵がなければやると言っておりましたが、弁護士さんが法律的に瑕疵がある可能性が高いということで撤回したこと、それから温泉の半年券値下げは、皆さんから1年半前にいただい

た12月のご意見によって私も検討させてもらいましたし、実際その後地震がございまして、温泉の温度が不安定になったという事実もございまして。これはこれからお金がかかるなということで判断を撤回したということもございまして、それを議員の方々に細かく話していないというふうな印象をもしお受けでしたら、私もこれからそのところは反省いたしまして、ただ、やりたいという話をしますと、まだやっていないのかと言われることがあるので、希望と現実とが結び合うまでに時間がかかって、そのところは時間もじっくり見ながら丁寧に説明していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

（何事か言う者あり）

○企画振興課長（廣澤 勉君） 前段でよろしいでしょうか。私のほうから説明して、その後町長のほうからという形でお願いしたいと思います。

担当の考えとしましては、再募集に関しましては応募がなかった要因を考察しまして、この事業につきましては昨年議員の皆さんにも慎重審議いただきまして、行財政等調査特別委員会の中でこの交付金事業について再三慎重審議をいただいたところでございまして。それに基づいて本年度この事業を開始したところでございまして、現段階では応募いただけなかったということ踏まえまして、補助金の対象者につきましては引き続き町内の個人もしくは法人を対象としまして、住宅の建設地につきましては町有地ということで駐車スペースを確保できる場所が限られてはくるのですが、最初の答弁でも申し上げましたとおり、4月にこの事業の説明会をしたときに町内の業者さんのほうからもいろいろ質問され、要望もあった点でございまして、例えば建設予定地を数カ所選び、その中から選定できるような形というようなこと、また町有地の無償賃貸のみならず民有地の建設についても可能にするというふうなことで、もう少し検討の余地があるのかなというふうにご考えてございます。

本年度どうしてもやらなければならない理由ということにつきましては、以前いろんな場面でご説明申し上げているかと思うのですが、来年度国勢調査が実施されまして、そのときに出ました人口がその後5年間交付税等に反映され、町の財政にも大きく影響するということもございまして、是が非でもという表現は適切ではないのかもしれませんが、本年度中にできれば移住定住に関する受け皿を設けまして、人口を一人でもふやすような政策をすべきだというふうにご考えてございますので、現段階ではいろいろ精査した中で7月中に再募集をかけたいというふうにご考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 議員さんの再質問に対して2番目、定住促進賃貸住宅の建設事業についてお答えをさせていただきます。

ただいま担当からご説明申し上げましたように、今回問題となるのは、1つは建設の土地を1カ所と絞ったことが余りよくなかったのかなど。そういうことで、できる限り複数の場所から選べるように検討していただけるチャンスを今回新たにつくり直したというところがあります。それから、国勢調査に向けてももちろんですけれども、実際に妹背牛町に住みたいという方が存在しておりまして、その兼ね合いも含めまして私たちとしては今年度実施する方向で動いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 再質問に対してご答弁申し上げます。

ボランティア保険におきましては、議員ご質問のとおり、個人にせよ団体にせよ、社会福祉協議会にボランティア登録をいただいた中で、社会福祉協議会のほうでボランティア保険を掛けさせていただいて活動を行っていただいております。ただ、周知のほうは足りないのではないかとわれれば、そういう形の保険に入っていた中で活動を安心してやっていただける、そういう周知は足りないと認識しておりますので、今後ボランティアセミナーのコーディネーターが中心となって住民周知に努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○4番（石井喜久男君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は午後3時といたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 3時00分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第22号

○議長（宮崎 博君） 日程第7、議案第22号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第23号

○議長(宮崎 博君) 日程第8、議案第23号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(篠原敬司君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第24号

○議長(宮崎 博君) 日程第9、議案第24号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(篠原敬司君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第25号

○議長(宮崎 博君) 日程第10、議案第25号 妹背牛町税条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(篠原敬司君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第26号

○議長(宮崎 博君) 日程第11、議案第26号 妹背牛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(河野和浩君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第27号

○議長(宮崎 博君) 日程第12、議案第27号 妹背牛町老人保健施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(清水野 勇君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第28号

○議長(宮崎 博君) 日程第13、議案第28号 妹背牛町簡易水道条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第29号

○議長(宮崎 博君) 日程第14、議案第29号 妹背牛町農業集落排水施設管理条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第30号

○議長(宮崎 博君) 日程第15、議案第30号 妹背牛町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第31号

○議長(宮崎 博君) 日程第16、議案第31号 令和元年度妹背牛町一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(滝本昇司君) (朗読、記載省略)

○議長(宮崎 博君) 提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○総務課参事(菅 一光君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第32号

○議長(宮崎 博君) 日程第17、議案第32号 令和元年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(滝本昇司君) (朗読、記載省略)

○議長(宮崎 博君) 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(清水野 勇君) (説明、記載省略)

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。
これより議案第32号を採決します。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第33号

○議長（宮崎 博君） 日程第18、議案第33号 令和元年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。
住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。
これより議案第33号を採決します。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第2号

○議長（宮崎 博君） 日程第19、発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第3号

○議長(宮崎 博君) 日程第20、発議第3号 「給食費の無償化」を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第4号

○議長(宮崎 博君) 日程第21、発議第4号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議員の派遣について

○議長(宮崎 博君) 日程第22、議員の派遣についての件を議題とします。

朗読をさせます。

○事務局長(滝本昇司君) (朗読、記載省略)

○議長(宮崎 博君) お諮りします。

議員の派遣についての件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣についての件は、承認することに決定しました。

◎日程第23 閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出について

○議長(宮崎 博君) 日程第23、閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(宮崎 博君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（宮崎 博君） 会議を閉じます。

町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介します。

町長。

○町長（田中一典君） 本日は、議員の皆様にご慎重審議をいただき、提出しました全議案可決をいただきましたことに感謝を申し上げます。

さらに、一般質問でいただきました議員諸氏の貴重なご指摘を吟味させていただき、各担当課を中心にご質問と答弁のやりとりの中で浮かび上がってきたそのエッセンスを行政の施策立案に生かしていきたいと思っております。

本日は大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（宮崎 博君） これで令和元年第2回妹背牛町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員